

えびな環境白書2017



平成29年12月



海老名市

住みたい 住み続けたいまち

●表紙

平成29年度緑化ポスターコンクール金賞受賞作品6点

上段左から	海老名小学校	1年	岡田	大和さん
	杉本小学校	2年	若松	怜那さん
	杉本小学校	3年	三笥	楓来さん
下段左から	東柏ヶ谷小学校	6年	豊島	愛梨さん
	杉本小学校	5年	越智	美咲さん
	今泉小学校	4年	松本	実依さん

はじめに



えびな環境白書 2017 の発行にあたって

地球温暖化の進行は、地球全体の気候に大きな変動をもたらしており、わが国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されていますが、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。

こうした中、政府は平成27年7月、平成42年度までに平成25年度比で26%の温室効果ガス削減目標を掲げ、平成28年5月13日に、その目標等を盛り込んだ地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

また、国際社会においても、昨年11月4日に平成32年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が発効され、世界が一丸となり地球温暖化対策に取り組むことが示されました。しかし、今年の6月には温室効果ガス排出量が世界第2位であるアメリカが「パリ協定」の離脱を表明しました。このことは非常に残念な事態ではありますが、地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会を目指すという世界の潮流は変わるものではありません。

本市におきましても、地球温暖化対策を効果的に推進し、地域の環境行政の担い手としてイニシアチブを発揮することが重要であると考えております。具体的には、海老名市環境基本計画や今年4月に策定した海老名市地球温暖化対策実行計画等に基づき、市の事務および事業や、市全域の温室効果ガスの排出量の削減対策のほか、さまざまな取り組みを積極的に進めているところです。

環境問題は行政、企業、個人一人ひとりが地域において行う日常の活動が原因となって生じるものであります。これまで以上に対策が求められている今日、より一層の環境保全に対する意識向上と行動、取り組みが必要不可欠です。

本書は、平成28年度における本市の環境に関する施策・事業の実績と、環境関連のデータを登載しております。市民の皆様におかれましては、本書により市の環境政策へご理解を深めていただくとともに、環境に配慮した行動・活動を実践していただきますよう、切にお願いを申し上げます。

平成29年12月

海老名市長 内 野 優

えびな環境白書 2017

<も く じ>

I 市勢と環境関連計画

1. 海老名市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
2. 海老名市第四次総合計画と環境関連計画・・・・・・・・ 2～7
 - (1) 海老名市第四次総合計画（平成 20 年度～平成 31 年度）
 - (2) 海老名市第二次環境基本計画（平成 21 年度～平成 31 年度）
 - (3) 海老名市地球温暖化対策実行計画（平成 29 年度～平成 42 年度）

II 海老名市第二次環境基本計画の目標と施策の展開

1. 海老名市第二次環境基本計画体系・・・・・・・・・・ 8～9
2. 計画目標の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10～52

III 海老名環境マネジメントシステムの概要と運用状況

1. 海老名環境マネジメントシステムについて・・・・・・・・ 53
2. 組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
3. 年間スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
4. 環境基本計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
5. 地球温暖化対策実行計画の推進・・・・・・・・・・・・ 55～57
6. 環境法令等の順守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57～59
7. 職員への研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

IV 海老名の公害に関する報告

1. 環境行政の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60～64
2. 公害に関する届出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65～67
3. 公害・環境に関する市民相談状況・・・・・・・・・・・・ 68～69
4. 公害・環境に関する調査測定
 - (1) 大気汚染・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70～75
 - (2) 悪臭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

(3) 水質汚濁	76~80
(4) 土壤汚染	80
(5) 騒音・振動	81~86
(6) 地盤沈下	86~87
(7) 放射線	88~89

I 市勢と環境関連計画



1. 海老名市の概要

(1) 面積、人口、決算規模など

①面 積：26.59㎢（東西6.15km 南北8.70km）

②地 勢：海老名市は、東経 139° 26′ 11″ ～139° 22′ 09″、北緯 35° 28′ 38″ ～35° 23′ 59″ にあり、神奈川県ほぼ中央に位置し、西は相模川を隔て厚木市、北から東にかけて座間市・大和市・綾瀬市、南は藤沢市・寒川町とそれぞれ接し、大山・丹沢をはじめ秀峰富士を望むことができます。



③人口等

（平成29年10月1日現在）

人 口	男	66,014 人
	女	65,189 人
	計	131,203 人
世 帯 数		54,942 世帯



④用途地域別面積（平成29年3月末現在）

区 域	地 域 別	面 積 (ha)	市街化区域内 での割合(%)	市全体の 割合(%)
市 街 化 区 域	第一種低層住居専用地域	178	12.4	6.7
	第一種中高層住居専用地域	121	8.4	4.6
	第二種中高層住居専用地域	20	1.4	0.8
	第一種住居地域	662	46.0	24.9
	第二種住居地域	15	1.0	0.6
	近隣商業地域	28	2.0	1.1
	商業地域	45	3.1	1.7
	準工業地域	166	11.5	6.2
	工業地域	143	9.9	5.4
	工業専用地域	62	4.3	2.3
	計	1,440	100.0	54.3
市街化調整区域		1,219	—	45.7
合 計		2,659	100.0	100.0

⑤決算規模（平成 28 年度）

（単位：千円）

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額
一般会計	39,761,419	38,280,634
特別会計	25,806,959	25,152,540
国民健康保険事業	14,771,733	14,582,142
下水道事業	2,937,337	2,662,480
介護保険事業	6,652,182	6,465,778
後期高齢者医療事業	1,445,706	1,442,138
合 計	65,568,378	63,433,174

※端数処理の関係上、合計と一致しないことがあります。



2. 海老名市第四次総合計画と環境関連計画

（1）海老名市第四次総合計画

計画期間：平成 20 年度～平成 31 年度 ※1

総合計画とは、市における総合的・計画的な行政の運営を図るための基本的な考え方や具体的な事業を示す計画です。

第四次総合計画は、30 年後、50 年後の将来を見据えた上、市民との協働作業で策定しました。 ※1 平成 31 年度まで計画期間の延長が決定しております。

基本構想

■ 基本理念

- ・ ゆとりと活力のあるまち
- ・ 安全安心で快適に暮らせるまち
- ・ 支えあい、自治の確立したまち

■ 将来都市像

- 快適に暮らす
- 魅力あふれるまち
- 海老名

政策別基本目標：6つの「フィールド（可能性・場）」

①健康で自立するためのフィールド

誰もが健やかに自立した暮らしを実現するための目標

②心づくりのフィールド

多くの人がふれあい、豊かな心を育むための目標

③次世代を担う子どもたちのためのフィールド

海老名の未来を担う人づくりとそのための環境づくりの目標

④快適な生活のフィールド

いつまでも住み続けられる快適な暮らしを実現するための目標

⑤活力ある産業のフィールド

産業のさらなる振興や、まちの元気づくりのための目標

⑥新たな行財政運営のフィールド

市民参加、協働のまちづくりと効率的な行財政運営のための目標

(2) 海老名市第二次環境基本計画

計画期間：平成 21 年度～平成 31 年度 ※2

第二次環境基本計画は、海老名市第四次総合計画の基本目標の一つである「快適な生活のフィールド」の政策別計画として位置づけられています。市の環境対策を定めるとともに、市全体から排出される温室効果ガスの排出削減を図ることを目的に策定していることから、内容を「地球環境」と「地域環境」の二つに大別し、それぞれについて、市・市民・事業者の役割を定めています。



このうち、「地球環境」に関する内容は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく計画としても位置づけており、別編「海老名市地球温暖化対策地域推進計画」として、詳細を定めており、この中で市全体から排出される二酸化炭素の削減目標も示しています。

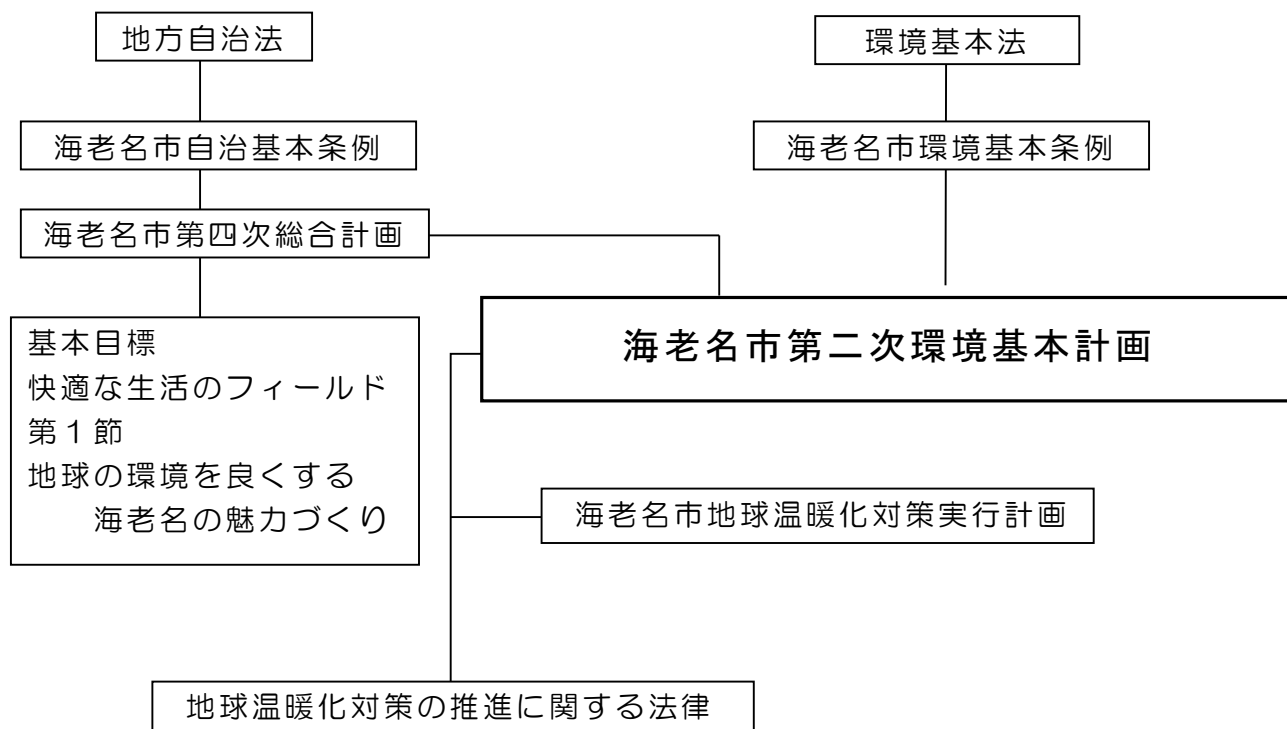
また、「地域環境」は、市の環境の保全と創造にかかる総合的施策のあり方を定める基本部分です。騒音・振動、水質、大気汚染、悪臭など身近な生活環境への対策や海老名市の特性を活かした取り組みについて定めています。

なお、本計画の進行管理は、本書「えびな環境白書」の作成・公表によることとしています。※2 平成 31 年度まで計画期間の延長が決定しております。

環境基本条例の基本理念

- 健康で安全かつ快適な生活を営む環境と将来の世代への継承
- 環境への負荷が少なく、継続的発展の可能な社会の構築
- 地球環境保全の推進

〈H29.4〜〉



計画の体系

I 地球環境

i 地球温暖化の防止

「海老名市地球温暖化対策地域推進計画」を定めて取組みます。

- 1【エネルギー対策】省エネルギー推進、自然エネルギー導入
- 2【自動車対策】温室効果ガス削減と大気汚染防止への取組み
- 3【緑化推進】「緑の基本計画」等により推進
- 4【廃棄物対策】「一般廃棄物処理基本計画」等により推進
- 5【その他】エコマーク商品購入、地産地消、関連イベント参加等の促進

II 地域環境

i 身近な生活環境を守ろう

- 1【水質保全】生活排水・事業所排水対策、市民・事業者の取組み促進
- 2【騒音・振動】事業所、建設工事、生活、自動車交通、航空機
- 3【水循環型社会】有害物質・地下水利用規制、地下水涵養
- 4【化学物質等対策】有害物質の排出規制・指導、測定調査の充実
- 5【大気汚染・悪臭防止対策】事業所規制、啓発の継続
- 6【廃棄物】廃棄物の適正処理、ごみ減量化の推進
- 7【道路環境】道路網の整備、交通容量確保、居住環境に配慮した道路整備
- 8【防災】「海老名市地域防災計画」等により推進

ii 海老名市の特性を活かそう

- 1【景観】「海老名市景観基本計画」等により推進
- 2【丘陵地・緑地】丘陵地・緑地の保全
- 3【農業の振興】農地の保全と有効活用
- 4【都市】利便性向上とともに環境負荷低減と環境への有益影響について配慮
- 5【歴史的遺産】歴史的遺産等の保護と活用



（３）海老名市地球温暖化対策実行計画

計画期間：平成 29（2017）年度～平成 42（2030）年度



〔策定の趣旨～市の事務事業によって発生する温室効果ガス削減～〕

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、海老名市の公共施設で行う事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減を図るために平成 20 年度に策定した「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画」と、市民や事業者における地球温暖化対策を区域施策編に代えて記した「海老名市地球温暖化対策地域推進計画」を一本化したものです。

内容としては、平成 27 年に掲げられた国の温室効果ガス排出量削減目標に基づいて当市の温室効果ガス排出量削減目標を見直すとともに、平成 29 年度から運用開始した海老名市独自の環境マネジメントシステムに関する事項を盛り込む等、当市の状況や社会情勢に即したものとなっています。

〔対象ガスは 7 種類、重点削減は CO₂〕

対象の温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の 7 種類としています。このうち、当市における排出割合の 99% 以上を占めているのが CO₂ であることから、CO₂ 削減を重点に取り組みます。

〔削減に向けた取り組み内容〕

以下の取り組みを進めることにより、温室効果ガス排出削減を図っていきます。

1 省エネルギー活動等の推進

- ①照明の使用…不要な照明の消灯、省エネタイプへの切り替え等
- ②冷暖房・空調機器の使用…適正温度を冷房 28℃、暖房 19℃に設定
- ③電気機器等の使用…使用していない電源オフ等
- ④エレベーターの使用…できるだけ階段を使用等
- ⑤給湯器等の使用…適切・効率的な運転管理
- ⑥公共施設の管理…設備・機器の省エネルギー化推進等



2 交通等対策

- ①公用車の使用の削減…相乗りの励行、公共交通機関の優先的使用等
- ②低公害車導入の促進
- ③燃料の使用抑制…アイドリングストップの徹底等

3 資源の有効利用、循環型社会の構築・形成

- ①水道の使用…節水の徹底等
- ②紙類の使用…電子機器活用によるペーパーレス化推進、裏面使用の徹底等
- ③グリーン購入の推進…グリーン購入率の向上と物品の総購入量削減推進
- ④ごみ、資源の分別の徹底

4 公共事業での取り組み

- ①公共施設への再生可能エネルギー設備等の積極的導入…新築・改築時における再生可能エネルギー設備や省エネルギー施設の導入等

②公共事業の実施…公共工事・契約事業環境配慮マニュアルの適用により、電気使用量削減、ごみ削減・資源化リサイクル、低公害車の使用等環境に配慮する取り組みを推進

③公共事業の法律等に基づく適正管理…廃棄物やフロン等を法律等に基づき適正に管理

5 環境教育

①職員への啓発

②環境教育の推進…小中学校での自主的な環境配慮取り組みの推進、保育園での幼児啓発

6 みどりの保全と創出

①公共施設の緑化推進の検討（屋上緑化・壁面緑化・芝生化・緑道整備等）

②緑地等の適正な維持管理

7 環境に関する情報発信

①環境白書の発行

②各種環境情報の発信



[平成 28 年度 CO₂ 排出量実績]

平成 28 年度の公共施設の事務事業実施に伴って排出された CO₂ は、11,076,816kg-CO₂でした。削減割合では、平成 17 年度比で 1 %削減とする目標に対し、8.2%増加という結果になりました。継続して省エネ機器への切替えに取り組んでいますが、新たな公共施設の運用開始等による増加が主な要因です。

節電や、事務の効率化はもちろんです。公共施設改築時等に施設の省エネルギー化を図るといった、抜本的な取り組みが必要であると考えます。また、平成 29 年度より運用開始した海老名環境マネジメントシステムにより、エネルギー使用に対する庁内全体の意識啓発を行うとともに、公用車使用におけるエコドライブ推進等の職員のさらなる取り組み強化をはじめ、公用車の低公害車化を推進し、さらには公共施設への再生可能エネルギー設備設置や省エネルギー化により、温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があります。

(単位 kg-CO₂)

	平成17年度 (基準年度)	平成25年度 (暫定目標)	平成26年度 (暫定目標)	平成27年度 (暫定目標)	平成28年度 (暫定目標)	平成29年度	(目標年度) 平成42年度 (2030年度)
削減割合 (目標)		1%削減	1%削減	1%削減	1%削減	1.9%削減 (平成25年度比)	26.0%削減 (平成25年度比)
削減割合 (実績)		5.5%増加	6.9%増加	2.8%増	8.2%増		
排出量 (目標)		10,135,416	10,135,416	10,135,416	10,135,416	10,604,856	7,999,586
排出量 (実績)	10,237,794	10,810,251	10,941,887	10,521,363	11,076,816		

※平成 28 年度までは、「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画」に基づく、平成 17 年度を基準とした暫定目標を設定していましたが、平成 29 年度からは「海老名市地球温暖化対策実行計画」への改定に伴い国に準じた新たな目標を設定しました。

平成 29 年度より国に準じた目標設定となりました。



海老名市地球温暖化対策実行計画
の温室効果ガス削減目標



平成 42(2030)年度までに、平成 25(2013)年度比－26%

海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画では第二次環境基本計画に準じて平成 21 年度から平成 29 年度を計画期間、平成 21 年度から平成 24 年度までを第 1 次目標期間としていました。それ以降の目標値・目標期間を定めるにあたっては、国のエネルギー政策の動向に応じた目標設定等を行うこととしていましたが、平成 27 年度当初の時点では、明確なエネルギー政策が打ち出されていなかったことから、平成 25 年度の暫定目標であった、基準年度（平成 17 年度）の排出量に対して 1 %削減するという目標を、平成 27 年度から 29 年度までの第二次目標期間の目標として継続することとしていました。

平成 27 年 7 月、日本政府は地球温暖化対策推進本部において、平成 42(2030)年度の温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 26%削減することを目標に掲げました。また、COP21 では国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、地球規模で温暖化対策がより一層進められることになりました。

これに伴い、海老名市でも、海老名市地球温暖化対策実行計画改定とともに、温室効果ガスの削減目標を見直しました。平成 29 年度からは、国の目標値同様、平成 42（2030）年度に平成 25 年度比 26%削減を目標とし、地球温暖化対策に取り組んでいきます。なお本目標は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ随時改定を行います。

Ⅱ 海老名市第二次環境基本計画の目標と 施策の展開

1. 海老名市第二次環境基本計画の体系

I 地球環境

i 地球温暖化の防止

1 エネルギー対策

具体的施策

①省エネルギー行動の推進

②自然エネルギー活用型設備・省エネルギー設備の導入

2 自動車対策

具体的施策

①自動車使用の抑制

②自動車からの排出ガス低減

3 緑化推進

具体的施策

①「海老名市緑の基本計画」等を推進し、温室効果ガスを削減

4 廃棄物対策

具体的施策

①「一般廃棄物処理基本計画」等を推進し、温室効果ガスを削減

5 その他

具体的施策

①エコマーク商品等の積極的購入、環境関連イベント等への参加促進

II 地域環境

i 身近な生活環境を守ろう

1 河川等の水質保全

具体的施策

①下水道整備の推進

②下水道事業の適正な運営

③水質浄化対策

2 騒音・振動防止対策

具体的施策

①工場・事業場からの騒音・振動の低減

②近隣騒音の低減

③航空機騒音の低減・解消に向けた関係機関への要請

3 水循環型社会の構築

具体的施策

①水循環型社会の構築

②工場・事業場における地下水利用の規制・指導

③地下浸透の指導及び推進

④節水の促進及び啓発

4 化学物質等対策

具体的施策

①工場・事業場における有害物質の排出規制・指導

②化学物質汚染に関する測定調査の充実

③アスベスト問題への適切な対応

5 大気汚染・悪臭防止対策

具体的施策

- ①工場・事業場における大気汚染物質の排出規制・指導
- ②悪臭防止に関する啓発の実施
- ③屋外焼却行為の規制・指導
- ④自動車対策「海老名市地球温暖化対策地域推進計画」を推進

6 廃棄物への対応

具体的施策

- ①廃棄物の適正処理
- ②ごみ減量化の推進

7 道路環境整備

具体的施策

- ①道路網の整備と交通容量の確保
- ②居住環境に配慮した道路整備
- ③自動車交通に伴う騒音・振動の低減

8 防災

具体的施策

- ①「海老名市地域防災計画」を推進

ii 海老名市の特性を活かそう

1 美しい都市景観の形成

具体的施策

- ①「海老名市景観基本計画」、「海老名市景観推進計画」による良好な景観の保全、育成

2 丘陵地・緑地の保全

具体的施策

- ①相模横山九里の土手に残存する斜面緑地の保全
- ②伊勢山、秋葉山等の緑地の保全

3 農業の振興

具体的施策

- ①農業振興施策の推進
- ②農業に接する機会の提供
- ③農業基盤の整備

4 都市環境の整備

具体的施策

- ①良好な都市環境の形成
- ②市街地整備の推進
- ③商業振興施策の推進

5 歴史的遺産等の保護と活用

具体的施策

- ①歴史的空間の確保
- ②文化財の保護と活用

2. 計画目標の実施状況

I 地球環境

i 地球温暖化の防止

1 エネルギー対策

(1) 環境啓発活動の促進 (環境みどり課)

28年度の取り組み内容

地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に向けた市民の環境意識の高揚と環境配慮行動実践の促進のために、次の事業を実施しました。

【えびな環境フェスティバル】

①平成28年6月4日(土)～6月16日(木)

6月の環境月間に合わせ、環境保全啓発のための展示・講演会を実施しました。

○環境展……………環境関連企業および市民団体等の活動内容の展示（関連企業等：8社、関連団体：8団体、行政：3課）

○環境講演会……「地球環境保護と生活の豊かさを両立させるために」をテーマに、森永卓郎氏（獨協大学教授・経済アナリスト）による講演会を開催

②平成28年11月6日(日)

環境保全啓発に係るコンクール等の表彰式や、11月のエコドライブ月間に合わせ、エコカー関連のイベントを実施しました。

○エコカーフェスタ in えびな 2016（自動車メーカー各社によるエコカー展示・購入相談、環境保全対策支援事業補助金案内、等）

○「緑化ポスターコンクール」「えびな✿花とみどりの写真コンクール」表彰式

【えびな環境講座】

○さるびあ亭かーこの環境紙芝居

子ども（親子）を中心とした幅広い世代に対し環境の啓発を図るため、3月下旬の春休み期間、環境に関する紙芝居の口演を実施しました。

【水素燃料電池自動車を活用した啓発活動】

○子ども環境教室

夏休みに企画された「えびなっ子スクール」（教育部主催）において、小学校3～6年生を対象に、燃料電池自動車 MIRAI を使った子ども環境教室を「究極のエコカーを見てみよう！ 乗ってみよう！」と題して、7月下旬3校3日間実施し、74名が参加しました。

その他、中央公園で開催された「働く車大集合」で水素燃料電池自動車の展示や紹介、市民への貸出しを実施しました。



(上) 環境展
(下) 環境講演会



エコカーフェスタ



えびな環境講座



子ども環境教室

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
広報やイベントを通じた啓発活動（回）	7	13
えびな環境フェスティバル開催（回）	2	2

(2) 省エネ・再生可能エネルギー活用促進（環境みどり課）

28年度取り組み内容

地球温暖化対策として自然エネルギー活用を促進するため、市民・事業者による、太陽光発電施設、定置用リチウムイオン蓄電池、エネファーム（家庭用燃料電池コージェネレーションシステム）、電気自動車、急速充電可能ハイブリッド自動車、燃料電池自動車の設置・導入に対し、費用の一部を補助しました。

28年度の実績は、太陽光発電施設88件、定置用リチウムイオン蓄電池18件、エネファーム32件、電気自動車13件、急速充電可能ハイブリッド自動車4件、燃料電池自動車7件の合計162件でした。

本事業の内容は、広報えびな、市ホームページ、自治会回覧に掲載したほか、環境フェスティバル等のイベントにおいてもPRしました。

■ 平成28年度環境保全対策支援事業実績値

設備名（補助金額）	補助件数
太陽光発電施設 （1kwあたり2万円、上限20万円）	88
定置用リチウムイオン蓄電池 （1台につき5万円）	18
エネファーム（1施設につき6万円）	32
電気自動車（1台につき15万円）	13
急速充電可能ハイブリッド自動車 （1台につき5万円）	4
燃料電池自動車（1台につき5万円）	7

太陽光発電施設



燃料電池自動車



■ 目標指標

	H28 目標値	H28 実績値
広報やイベントを通じた啓発活動（回）	6	11

2 自動車対策

(3) 公共交通対策の推進 (都市計画課)

28年度の取り組み内容

鉄道事業者、バス事業者およびタクシー事業者に対する要望や調査検討、市内各駅関係者と意見・情報交換を行いました。

また、駅施設等の改善や鉄道輸送力の増強については、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等の会議体を通して、継続的に要望活動や利用促進活動を実施しました。

さらに、バス路線の延伸等に対するバス事業者への要望活動を適時行いました。

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等の要望回数（回）	3	4
交通事業者への要望・調査検討会数（回）	1	4
関係者会議開催回数（回）	3	1

(4) コミュニティバスの運行 (都市計画課)

28年度の取り組み内容

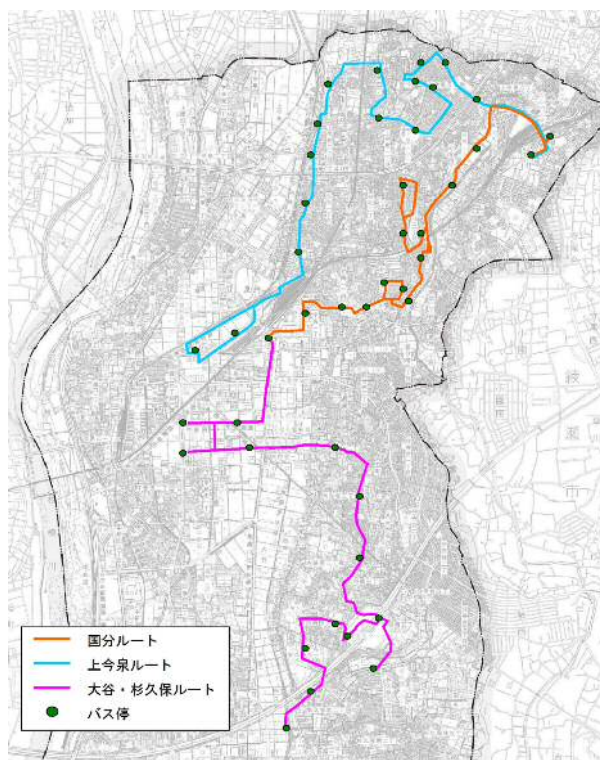
市内の公共交通不便地域の解消を目的として、コミュニティバスを運行しています。

昨年度に引き続き、国分ルート、上今泉ルート、大谷・杉久保ルートの3ルートで運行を実施しました。

3ルートの総利用者数は243,542人となり、過去最多の利用者数を記録した平成27年度実績より6,289人減少したものの、バス停の新設等、利用者数増加に向けた施策を実施しています。



コミュニティバス



コミュニティバス路線図

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
コミュニティバス一日の平均利用者数（人）	675	667

3 緑化推進

(5) 都市公園等の整備 (住宅公園課)

28年度の取り組み内容

- ① 社会資本整備総合交付金対象事業として、公園施設長寿命化計画に基づく老朽遊具の更新をしました。
- ② 小規模工事や緊急性が生じたものは優先的に施工しました。

4 廃棄物対策

(6) 市庁舎等の維持管理 (施設管理課)

28年度の取り組み内容

市庁舎から排出されるごみの分別を徹底することにより、ごみの減量化・資源化を推進しています。資源化率を維持するため、新採用職員および関係職員を対象に研修を実施しました。

また、市庁舎内（施設管理課前）に事務用品のリユースコーナーを設けて再利用するなど、リユース・リデュースも積極的に取組み、省資源に努めました。



庁内にある分別ごみ箱



施設管理課前のリユースコーナー

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
市庁舎ごみゼロ研修の開催（回）	2	3
排出物の資源化率（％）	97.5	97.8

(7) ごみ処理広域化実施計画の推進 (資源対策課)

28年度の取り組み内容

大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画（計画期間は平成20年度～平成29年度 平成20年度3月策定）の広域化全体スケジュールに基づき、排出抑制・資源化・緊急時の対応等、基本施策の実施を行いました。

また、次期計画に向けた見直し等の調整を図りました。

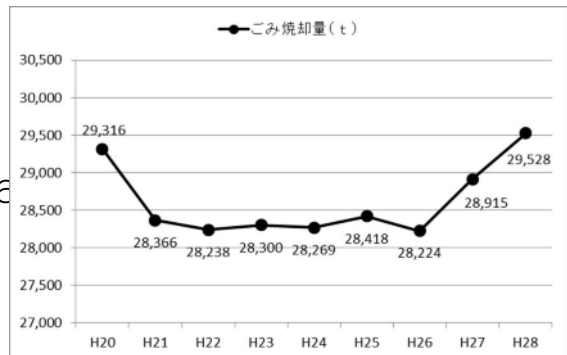
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
処理施設運用に係る調整会議等開催（回）	5	5
ごみ処理広域化の課題検討（件）	4	4

(8) 一般廃棄物の計画的な処理の実施 (資源対策課)

28年度の取り組み内容

一般廃棄物処理基本計画に基づく廃棄物の適正処理とごみの減量化・資源化を推進するため、家庭系ごみおよび事業系ごみに対する適正処理の啓発、分別指導等を実施しました。

家庭系ごみおよび事業系ごみ排出量は、平成26年度を境に増加傾向にあり、各年度の計画目標値との乖離が始まっております。そのため、さらなるごみの減量化が求められています。



ごみ焼却量の推移

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
市民への周知回数 (回)	6	6
ごみ焼却量 (t)	26,881	29,528
家庭系ごみ排出量 (t)	20,304	20,351
事業系ごみ排出量 (t)	6,133	8,336

(9) 高座清掃施設組合運営への参画と支援 (資源対策課)

28年度の取り組み内容

一般廃棄物処理基本計画に基づき、施設組合処理施設での適正処理を実施しています。

老朽化が進んだごみ処理施設およびマテリアルリサイクル施設の更新については、施設組合および海老名市を事業主体として行っています。

また、処理施設運用に関して、広域的なごみ処理の相互支援等について、大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・施設組合の4市1組による地域計画を策定し計画運用をしています。



高座清掃施設組合

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
施設更新に係る調整会議等開催 (回)	5	9
処理施設運用に係る調整会議等開催 (回)	5	5

(10) し尿収集体制の充実 (資源対策課)

28年度の取り組み内容

一般家庭や仮設トイレ等から排出される、し尿・汚水の収集および運搬業務を行い、清潔で快適な生活環境の保持を図りました。

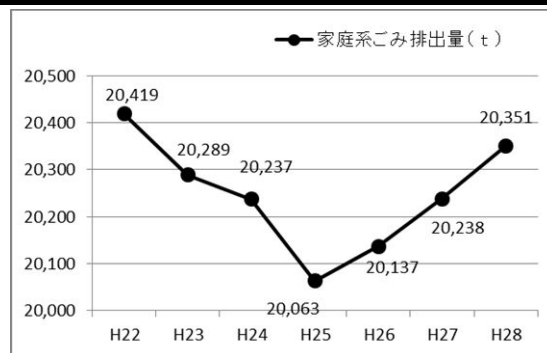
(11) ごみ等収集体制の充実 (資源対策課)

28 年度の取り組み内容

ごみの減量化・資源化を推進するとともに、収集体制を改善して収集作業の効率化を図ります。

粗大ごみ業務は、平成 18 年度から持込受付、平成 21 年 10 月から収集およびリサイクル等調査、平成 22 年から収集受付と順次委託してきました。

また、車両の更新・購入にあっては、12 年経過基準に沿った計画のもと、順次車両の更新を行いました。



家庭系ごみ排出量の推移

■目標指標

	H 28 目標値	H28 実績値
市民への周知回数 (回)	6	6
家庭系ごみ排出量 (t)	20,304	20,351

5 その他

(12) 海老名市環境基金 (環境みどり課)

28 年度の取り組み内容

市民・事業者・行政が協働して良好な環境の保全と創造に関する事業を推進する財源とすることを目的に、平成 20 年 10 月に設立しました。

なお、市全体の寄附金の効率的な運用を図るため、平成 29 年 3 月 31 日より「海老名市応援まごころ基金」が設置されたことに伴い、環境基金はこれに統合されることとなり、平成 29 年度からは「海老名市応援まごころ基金」の「環境に関する分野」として、引き続き寄附受付、活用を図っていきます。

【基金の活用対象】

エネルギー・環境負荷対策、資源化・美化対策、緑化対策、環境教育・啓発

【基金の内訳】

市民・団体・事業者等からの寄附金・募金

前年度寄附金、募金額と同額を市が繰入 (マッチングギフト)

環境関連事業による収益金の一部繰入 (ペットボトル等拠出金、再商品化合理化拠出金) 利息 等

【平成 29 年 3 月 30 日時点残高】

22,772,247 円

(13) 学校環境活動の推進 (教育支援課)

28 年度の取り組み内容

海老名市えびなっ子環境 ISO 実施要綱に基づき、平成 18 年度から市内の全校で、環境教育に加え、特色ある省エネ行動や環境にやさしい活動を継続して実施しています。

平成 28 年度においても、前年度の取組内容の検証や改善を行い、学校の状況に応じた活動を行いました。

Ⅱ 地域環境

ⅰ 身近な生活環境を守ろう

1 河川等の水質保全

(14) 公共下水道の整備（污水）（下水道課）

28年度の取り組み内容

生活環境の向上と、河川等公共用水域の水質汚濁を防止するため、中河内地区、中新田二丁目地区等について工事を実施しました。

公共下水道污水柵の設置申出に基づき公共污水柵を設置しました。

＜平成 28 年度実績＞

- ・公共下水道 40 分区枝線工事（その 1）～（その 5）
- ・公共下水道 37－1 分区枝線工事
- ・公共污水柵設置工事

■ 目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
污水管渠整備延長（m）	962	918
污水柵設置戸数（戸）	72	71

(15) 公共下水道の整備（雨水）（下水道課）

28年度の取り組み内容

浸水被害の防止や生活環境の改善を図るため、国分北一丁目地区、河原口地区、社家地区について、工事を実施しました。

＜平成 28 年度実績＞

- ・国分排水区排水路工事
- ・河原口排水区排水路工事
- ・社家排水区（その 3）排水路工事

■ 目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
雨水管渠整備延長（m）	720	448
雨水整備面積（ha）	5	2

(16) 事業場排水水質調査（下水道課）

28年度の取り組み内容

特定施設設置事業場および多量排水事業場等について、排出污水を採取・分析し、下水道法等の基準値を満たしているか調査を行い、排水処理施設の維持管理状況について確認しました。

■ 目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
立入調査実施件数（事業場）	170	100

(17) 流域下水道接続点水量調査 (下水道課)		
28年度の取り組み内容		
公共下水道汚水施設は市民生活に密着した施設であることから、適切な汚水処理施設の維持管理を行うため、流域下水道接続点等で、公共下水道汚水排水の流量を測定し、分区域の汚水量および年間汚水量の把握を行いました。		
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
流域下水道接続点測定（箇所）	24	24
年間の汚水量（t）	1,971	1,805

(18) 雨天時等不明水対策の推進 (下水道課)		
28年度の取り組み内容		
雨天時に污水管に流入してくる不明水の増加防止対策等を行うため、区域を定め浸入水調査を実施しました。 不明水の浸入防止のため、止水工事を実施しました。 ＜平成28年度調査、工事実施処理分区＞ ・左21分区 カメラ調査 ・左37分区 汚水柵交換工事		
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
管渠内調査延長（m）	4,000	1,025
管渠補修延長（m）	150	17
補修（止水）（箇所）	10	3

(19) 水洗化の普及促進 (下水道課)		
28年度の取り組み内容		
水洗化への啓発活動として、水洗便所改造等助成金制度および貸付あっせん制度について、パンフレットの配布、広報えびなへの掲載およびホームページでの周知を実施しました。		
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
下水道処理区域内人口（人）	124,199	125,516
水洗化人口（人）	120,000	123,023

(20) 水道料金と下水道使用料の一括徴収 (下水道課)		
28年度の取り組み内容		
公共下水道使用者の利便性を図ることを目的に、水道料金との一括徴収を行うため、県企業庁に対し、使用料徴収業務の委託を行いました。		
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
使用料徴収委託件数（件）	308,600	325,957
使用料収納件数（件）	308,600	325,510

2 騒音・振動防止対策

(21) 大気汚染・騒音対策、排水対策（環境みどり課）

28年度の取り組み内容

呼吸器系疾患の原因の一つとなる二酸化窒素や浮遊粒子状物質、光化学スモッグの主な原因といわれている光化学オキシダント、ダイオキシン類の調査測定を行っています。

今後も測定による経年変化の把握、市民相談への対応とともに、事業所等への普及啓発を進めます。

騒音は、事業活動や日常生活により出される、やかましい音や好ましくない音の総称をいい、聞く人の感覚や主観により判断されることもあり、健康状態や心理状態によっても左右されます。

振動は、事業活動等に伴って発生し、周囲の地盤に伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えます。振動の防止策としては、地盤の段差の解消や通行経路の変更などが考えられますが、講じにくい側面が多く、作業への振動抑制の配慮を徹底する必要があります。

悪臭の原因は、工場や事業場、飲食店などのサービス業や個人住宅の燃焼行為などの日常生活からも発生しています。発生源が多様であるとともに、複合臭であることが多く、また、感じ方にも個人差があることなどの理由により、対応が困難な場合もあります。

相模川の支流である河川や地下水を調査し、水質環境の保全を図っています。また、事業所排水についても水質測定を行い、河川の水質汚濁防止に向けた指導を継続していきます。

また、地盤沈下の状況確認のため、立入調査を実施し、地下水の採取状況の確認や採取量の抑制についての指導も行っています。

事業の詳細な結果については、Ⅳ 海老名の公害に関する報告（平成28年度）をご参照ください。

■ 目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
窒素酸化物簡易測定（箇所）	21	21
ダイオキシン類分析調査（箇所）	6	6
水質関係調査（排水、河川、地下水）（箇所）	19	19

(22) 厚木基地航空機騒音対策 (企画財政課)

28 年度の取り組み内容

厚木基地における航空機騒音問題の早期解消に向け、厚木基地騒音対策協議会、神奈川県基地関係市連絡協議会等により、国や米軍に対し要請活動を実施しました。

また、要請活動の基礎資料とするため、市内5か所に設置している騒音計の航空機騒音データの測定・収集を行いました。

〈東柏ヶ谷小学校〉

(計測日数 365日)

月	測 定 回 数			騒音継続時間 (1日平均)	最高音	Lden
	月間 測定回数	1日平均 測定回数	規制時間帯 (22:00～ 6:00)			
4	1,288	43	0	10 分 35 秒	106 dB	62
5	1,960	63	3	16 分 43 秒	107 dB	65
6	747	25	2	5 分 28 秒	96 dB	57
7	255	8	0	1 分 18 秒	91 dB	47
8	1,270	41	0	10 分 25 秒	97 dB	61
9	531	18	0	3 分 13 秒	95 dB	55
10	326	11	2	1 分 31 秒	93 dB	47
11	567	19	0	5 分 3 秒	103 dB	60
12	1,203	39	0	11 分 36 秒	107 dB	64
1	933	30	1	9 分 9 秒	98 dB	62
2	1,013	36	0	9 分 57 秒	107 dB	62
3	885	29	0	6 分 34 秒	99 dB	61
計	10,978	30	8	7 分 38 秒	107 dB	59

※ Lden (時間帯補正等価騒音レベル) : 航空機騒音の新環境基準

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
要請活動 (回)	5	6
Lden (時間帯補正等価騒音レベル)	57	59
※市内5ヶ所の騒音計の内、年間平均値が最大のもの		

3 水循環型社会の構築

(23) 地下浸透による地下水涵養の促進 (下水道課)		
28年度の取り組み内容		
雨水の地下浸透を進め、地下水の保全や地下水の安定した水量の確保を図るため、開発指導により、開発区域内での浸透施設の設置について指導を行っています。 平成28年度に完了した開発行為の件数は53件で、この53件すべてにおいて、指導を行い、浸透施設等が設置されています。		
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
開発行為指導件数（件）	60	53

(24) 合併処理浄化槽整備の助成 (下水道課)		
28年度の取り組み内容		
し尿および生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市街化調整区域のうち下水道整備が相当期間見込まれない区域の住宅で、単独処理浄化槽や汲み取り式便槽から合併処理浄化槽（10人槽以下）に設置替えをする方を対象に費用の一部を助成しています。 浄化槽法において義務付けられている浄化槽の法定検査（設置後等の水質検査・定期検査）の受検義務について周知を行いました。		
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
広報等啓発活動（回）	3	2

(25) 水道衛生管理事業 (環境みどり課)		
28年度の取り組み内容		
市内にある専用水道施設（地下水のみ、または地下水と水道水の併用施設で規模の大きいもの）の立ち入り検査を行いました。立ち入り件数15件すべてが良好に管理されていました。 また、市内にある専用水道の数17件ですが、そのうち2件は水源が全て水道水の専用水道で3年に一度の立ち入りが求められており、28年度は対象年度ではないため、立ち入りを行っていません。		
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
専用水道施設立ち入り検査（件）	17	15

4 化学物質等対策（5 大気汚染・悪臭防止対策参照）

5 大気汚染・悪臭防止対策

（2 騒音・振動防止対策（28）大気汚染・騒音対策・排水対策参照）

6 廃棄物への対応

(26) まちの美化の推進 (資源対策課)

28年度の取り組み内容

きれいなまちづくり活動支援による地域美化推進、美化推進重点地区での美化推進員による歩行喫煙抑制・ポイ捨て行為禁止啓発活動、イベント出展による美化意識普及促進を行いました。

平成28年度は大谷小学校区において一斉清掃活動を普及するため、えびなクリーン作戦を実施しました。



大谷小学校区での清掃

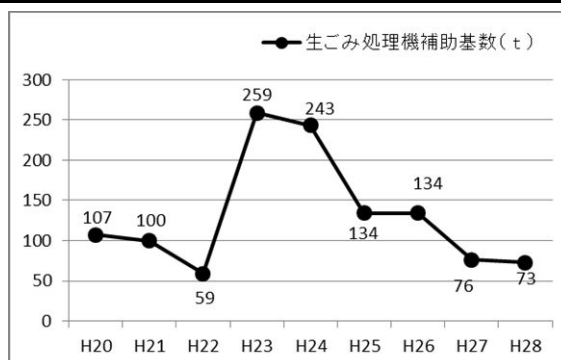
■ 目標指標	H28 目標値	H28 実績値
一斉清掃活動実施 (回)	200	257
えびなクリーン作戦ごみ等収集量 (kg)	200	175
えびなクリーン作戦参加者数 (人)	400	456

(27) 生ごみ処理対策の推進 (資源対策課)

28年度の取り組み内容

家庭から排出される生ごみの減量化を目的に、ごみ減量の必要性や減量方法などについて、市広報や自治会回覧等を活用し、積極的な減量意識啓発活動を実施しました。

今後も、可燃ごみの減量化対策として、生ごみ処理機の普及促進を行っていきます。



生ごみ処理機補助基数の推移

■ 目標指標	H28 目標値	H28 実績値
市民への周知回数 (回)	19	19
生ごみ処理機 (家庭用) 補助基数 (基)	72	73

(28) 有機性廃棄物の資源化 (資源対策課)

28年度の取り組み内容

焼却する可燃ごみの減量化・資源化を図るため、処理経費等について検証いたしました。また、平成28年12月から木製家具類および布団類のRPF化を行うと共に、ミックスペーパーの品目拡大により、今まで可燃ごみとされていたシュレッダー紙、レシートなどの感熱紙等の資源化も開始しました。

(29) 分別回収の充実 (資源対策課)

28 年度の取り組み内容

市広報・ホームページなどにより分別意識を啓発するとともに、分別品目の拡大を検討しました。

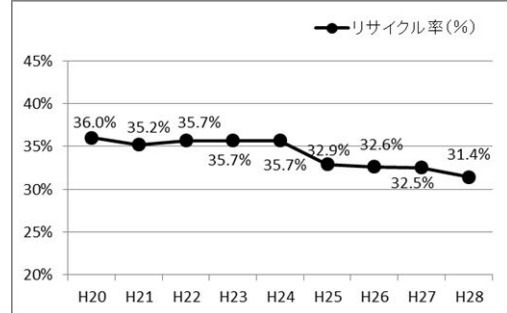
また、市の資源物回収において市の指定する者以外による資源の持ち去り行為を防止するため、警察OBなどによるパトロールを 200 日以上実施しました。

(30) 資源化センターの運営 (資源対策課)

28 年度の取り組み内容

適正に資源物のリサイクルを図るため、資源化センターにおいて収集・選別、減容化等を実施しました。

また、施設、リサイクル処理機器の老朽化等により、修理等の経費が増加しているため、大規模改修工事を実施するための計画を進め、平成 29 年度から着工となりました。



リサイクル率の推移

■ 目標指標

H 28 目標値

H 28 実績値

リサイクル率 (%)

37.9

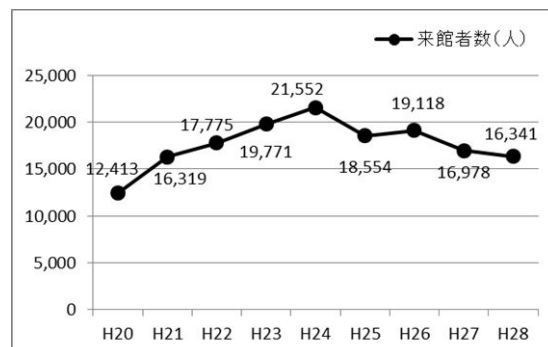
31.4

(31) リサイクルプラザの運営 (資源対策課)

28 年度の取り組み内容

廃棄物の資源化、リサイクル活動などに対する市民の意識啓発を行いました。

また、資源化センターの大規模改修工事に伴う現行事業の見直し等について、検討しました。



リサイクルプラザ来場者数の推移

■ 目標指標

H 28 目標値

H 28 実績値

プラザ通信の発行 (回)

2

2

市広報掲載件数 (件)

12

12

来館者 (人)

18,500

16,341

再生家具販売数 (点)

1,260

1,542

7 道路環境整備

(32) さがみ縦貫道路の整備促進 (道路管理課)

28 年度取り組み内容

首都圏中央連絡道路の内、さがみ縦貫道路区間については、平成27年3月8日に全線開通いたしました。首都圏の高速道路ネットワーク機能を確保するため、首都圏中央連絡道路の全線開通に向け、県、期成同盟会および民間団体を通じ、事業者へ早期完成について継続的に要望してまいります。

5月 関東国道協会
7月 圏央道神奈川地区連絡会
8月 全国高速道路建設協議会
11月 道都圏中央連絡自動車道建設促進会議

要望先 自由民主党ほか国会議員、国土交通省等

今後は、首都圏中央連絡道路の全線開通に向け、県、期成同盟会および民間団体を通じ、早期完成を事業者へ要望を継続してまいります。

(33) 新東名高速道路の整備促進 (道路管理課)

28 年度取り組み内容

県、期成同盟会および民間団体を通じ、新東名高速道路の早期完成を事業者へ要望します。

5月 関東国道協会
7月 圏央道神奈川地区連絡会
8月 全国高速道路建設協議会
11月 道都圏中央連絡自動車道建設促進会議

要望先 自由民主党ほか国会議員、国土交通省等

海老名南 JCT～厚木南 IC 区間については、平成 29 年度供用開始となっています。

(34) 国道の環境整備 (道路管理課)

28 年度取り組み内容

安全対策、草刈り等の要望を受け、国に対応を依頼しました。
国道 1 件

(35) 県道の整備促進 (道路管理課)
28年度取り組み内容
市および県市長会として河原口中新田線、下今泉門沢橋線の早期整備および県道 22 号の拡幅整備について要望を行うとともに、県主催の地元説明会へ出席しました。 安全対策、草刈りの除去の要望を受け、県に対応を依頼しました。 県道 407 号（杉久保座間）について、かしわ台 1 号踏切から県道 40 号までの区間において安全対策を講ずるよう厚木土木事務所と協議を行いました。県が平成 28 年度に路面表示、カラー舗装等工事を実施しました。引き続き、横断歩道の滞留場所の確保について協議しています。 県道 22 号（横浜伊勢原）の拡幅整備事業については、8 月に県による道路線形に関する地元説明会が開催されております（市職員参加）。 なお、県道 22 号の拡幅整備要望については、東河内交差点以東を先行整備するよう要望しております。

(36) 道路の適正な維持管理 (道路維持課)		
28 年度の取り組み内容		
道路および道路施設の安全確保と快適な環境を保全するため、道路補修工事、路面清掃、道路照明灯の維持管理などの業務を実施しております。 また、道路パトロールの充実を図り、迅速に対応し適切な道路維持管理を行っております。		
■ 目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
苦情・要望受付件数 (件)	—	1, 353
苦情・要望処理件数 (件)	—	1, 241

(37) 街路の適正な維持管理 (道路維持課)
28年度取り組み内容
街路の安全確保と快適な環境を保全するため、4 路線ある街路について、道路照明灯に関しては、建替えを含め 84 箇所を修理し、路面清掃・排水施設の清掃等を定期的実施しております。

(38) 道路の修繕 (道路維持課)		
28 年度の取り組み内容		
9 路線の道路の路面や排水施設の改修を行ない、交通の安全性の向上を図っております。		
■ 目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
完了した修繕工事の路線数 (件)	9	9

(39) 幹線・準幹線道路の整備 (道路整備課)

28年度取り組み内容

海老名市民ほか道路利用者の利便性向上のため、道路交通マスタープラン等により位置付けられた幹線道路および地区幹線道路を整備します。

平成28年度は、市道8号線の本郷地区の拡幅改良舗装工事を実施しました。

市道8号線（本郷地区） 436m

市道8号線（本郷地内） 整備状況



■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
整備延長（m）	204	436

(40) さがみ縦貫道路関連道路の整備 (道路整備課)

28年度取り組み内容

さがみ縦貫道路に関する周辺の市道整備を行い、歩行動線の確保とともに、交通の分散化を図ることができました。

市道10号線ほか4路線について、委託および委託工事を実施しました。

同じく、市道53号線ほか4路線の整備工事を実施しました。

<28年度実績>

市道10号線ほか1路線道路改良工事 58m

市道53号線道路改良工事 396m

市道62号線延伸道路(橋梁下部工)新設工事 1基

JR相模線(仮称)市道53号線バイパス立体交差工事の
施工に関する平成28年度協定(施行委託) 34m

市道53号線 整備状況



(仮称)市道53号線バイパス
整備状況



■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
整備延長 (m)	485	488

(41) 海老名駅周辺道路整備の推進 (道路整備課)

28年度取り組み内容

海老名市民ほか海老名駅周辺地区利用者の利便性向上のため市道を整備します。

平成 28年度は、(仮称)上郷河原口線整備事業の一般部工事を実施したほか、海老名駅周辺道路の整備工事を実施しました。また、市道 307 号線改良工事を実施しました。

<28年度実績>

(仮称)上郷河原口線拡幅改良工事	204m
市道61号線拡幅改良工事	103m
市道62号線歩道拡幅工事	11m
市道307号線道路改良工事	22m

(仮称)上郷河原口線 整備状況



市道61号線 整備状況



■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
整備延長 (m)	200	340

(42) 一般生活道路の整備 (道路整備課)

28年度取り組み内容

市民生活にとって最も身近である生活道路の拡幅や改良などにより、生活の質や利便性の向上、地域防災などに寄与することで、生活環境の改善を図りました。

設計の基礎となる市道40号線ほか9路線の測量および設計を実施しました。

市道141号線ほか6路線の整備工事を実施しました。

<28年度実績>

市道141号線拡幅改良舗装工事	60m
市道487号線舗装工事	210m
市道1202号線拡幅改良舗装工事	62m
市道2655号線改良舗装工事	38m
市道1424号線改良舗装工事	124m
市道757号線ほか1路線拡幅改良舗装工事	264m

市道487号線 整備状況



市道1424号線 整備状況



■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
整備延長 (m)	885	758

(43) 歩道整備事業 (道路整備課)

28年度取り組み内容

海老名市民ほか道路利用者の利便性と交通安全性の向上のため、歩行者の通行量が多く、安全な歩行動線を要する市道の歩道を整備します。

平成28年度は、市道2号線ほか5路線の歩道整備工事を実施しました。

市道2号線歩道設置工事	69m
市道23号線歩道整備工事	153m
横須賀水道路（半原系）歩道設置工事	106m
横須賀水道路（有馬系）歩道設置工事（その2）	134m
バリアフリー歩道整備（駅大谷、市道1146号線）	938m

市道23号線 整備状況



バリアフリー歩道 整備状況



■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
整備延長（m）	1,570	1,400

8 防災

(44) 危機管理体制の整備および充実・強化 (危機管理課)		
28 年度の取り組み内容		
防災指導員研修会について、海老名市内各自治会を通じて、防災対策を推進し、市民の防災意識の高揚を図るため、防災に関する講義、消火訓練、防災資機材取扱訓練および神奈川県総合防災センターでの自主防災組織リーダー研修会の受講を実施します。 また、海老名市地域防災計画および海老名市国民保護計画の見直しを行います。		
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
防災指導員研修会の開催数（回）	3	3
自主防災訓練実施団体年間合計数（団体）	50	51
地域防災計画の修正（件）	1	0
国民保護計画の修正（件）	1	0

(45) 河川の改修促進 (道路管理課)
28 年度の取り組み内容
相模川改修 河床掘削工事の進捗状況について、厚木土木事務所相模川環境課へ年次確認を行うとともに、厚木土木事務所が開催する地元事業説明会へ出席し、情報共有を図りました。 相模川の河川改修工事については、現在、河原口地区において河川管理者が河床掘削工事を施工中です。 永池川改修 早期改修完成について、神奈川県市長会要望を通じた県への要望および本市単独による県への要望を行うとともに、厚木土木事務所東部センター河川砂防課へ事業の進捗状況の確認を行いました。 永池川の第 1 工区改修整備の用地買収については、約 7 割が完了しており、用地買収が完了次第、工事に着手する予定となっております。 第 1 工区：480m 美化センター～清水橋（市道 37 号線） 第 2 工区：400m 清水橋～坂下橋（海老名ドライバースクール北側） 第 3 工区：440m 坂下橋～流橋（市道中新田鍛冶返線） 総延長 ： 1,320m

(46) 応急危険度判定活動の充実 (都市計画課)**28 年度の取り組み内容**

平成 28 年 4 月 14 日以降、断続的に発生した熊本地震により被災した建築物について、国土交通省からの応急危険度判定士の派遣要請を受け、現地にて判定活動を実施しました。

平成 28 年 4 月 22 日（金）～4 月 26 日（火） 2 名派遣

平成 28 年 4 月 25 日（月）～4 月 28 日（木） 2 名派遣

判定士電話連絡網を整備し、海老名市応急危険度判定士参集訓練および講習会を実施しました。

神奈川県建築物震後対策推進協議会へ参加しました。

■ 目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
応急危険度判定士連絡伝達訓練（回）	1	1
判定士・コーディネーターの研修回数（回）	4	4

(47) 住宅耐震化の促進 (都市計画課)**28 年度の取り組み内容**

住宅の耐震性の向上を目的として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された木造住宅（在来工法）2 階建て以下で、本市在住かつご本人が居住されている住宅に対し、無料耐震相談会の開催および耐震診断・耐震改修工事等費用の一部を補助しています。

また、昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手した分譲マンションについて、管理組合が実施する耐震診断に対し、予備診断費および本診断費の一部を補助しています。

無料耐震相談（年 3 回）

簡易診断補助（0 件）

一般診断補助（10 件）

耐震改修工事費等補助（計画 8 件、工事 11 件）

分譲マンション予備診断補助（0 件）

分譲マンション本診断補助（0 件）

(48) 火災予防業務の推進 (予防課)

28 年度取り組み内容

学校、福祉施設、工場等の防火対象物への消防査察を実施し、消防用設備等および避難経路の是正指導並びに消防訓練の実施促進を指導し、火災危険の軽減を図りました。

また、市内の屋内消火栓設備を有する小・中学校および事業所を対象とした屋内消火栓設備指導会の実施や防火ポスター作品の応募を行い、火災予防の推進を図りました。

- ① 消防査察の実施
- ② 消防訓練の実施
- ③ 屋内消火栓設備指導会の実施
- ④ 防火ポスターコンクールの実施
- ⑤ 秋・春火災予防運動の実施
- ⑥ 住宅用火災警報器普及活動



消防査察



研修会（初期消火訓練）

(49) 海老名市女性防火推進員の育成 (予防課)

28 年度の取り組み内容

女性防火推進員は、市内に居住する女性が防火の推進について積極的に取り組み、安全で安心な生活環境の充実を図ることを目的とし、平成6年度に発足した「海老名市婦人防火クラブ」を改称、平成20年度に「海老名市女性防火推進員」として再編しました。

活動は、消防本部予防課の実施事業として位置付けられ、各自治会長より推薦を受けた者を市長が推進員として任命しています。

【平成28年度の主な活動】

- 4月 全体会議
 - 5月 研修会（応急手当、初期消火訓練）
 - 6月 防火・防災座談会
 - 7月 視察研修(神奈川県総合防災センター)
 - 8・9月 避難所運営訓練
 - 10月 えびな安全・安心フェスティバル
 - 11月 秋季火災予防運動（駅前街頭）
一人暮らし高齢者宅安全点検
 - 1月 海老名市消防出初式
 - 3月 春季火災予防運動（駅前街頭）
- その他 各自治会で行われる自主防災訓練に従事しています。



研修会（初期消火訓練）



秋季火災予防運動（駅前街頭）

(50) 少年消防クラブ員の育成 (予防課)

28 年度の取り組み内容

少年消防クラブは、防火・防災に関する正しい知識および技術を学び、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、市制施行 40 周年に合わせて平成 23 年 4 月に発足しました。

平成 28 年度で第 6 期目を迎え、クラブ員 34 名、指導員 4 名で活動しました。

【平成 28 年度の主な活動】

- 4～6 月
 - ・ 少年消防クラブ入会式
 - ・ 訓練礼式
- 7～9 月
 - ・ 消防団操法大会(軽可搬ポンプ操法)
 - ・ 宿泊体験
- 10 月～12 月
 - ・ 実技訓練
 - ・ 火災予防運動
- 1 月～3 月
 - ・ 消防出初式(軽可搬ポンプ操法)
 - ・ 神奈川県総合防災センター見学
 - ・ 少年消防クラブ修了式



降下訓練



消防団操法大会(軽可搬ポンプ操法)

ii 海老名市の特性を活かそう

1 美しい都市景観の形成

(51) 美しい景観の形成 (都市計画課)

28 年度取り組み内容

景観法、海老名市景観条例に基づき、開発行為や一定規模以上の建築物の建築等の際には「海老名市景観推進計画」で定める景観形成基準の審査を行い、景観を損なう行為を防止しています。

また、「海老名市扇町」について、平成 27 年度に市内初となる「海老名扇町景観まちづくり地区」に指定し、地区独自の景観形成基準に基づく審査の運用をしています。



海老名市扇町 西口中心広場

(52) 屋外広告物景観推進事業 (都市計画課)

28年度の取り組み内容

屋外広告物法および神奈川県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置について申請があった際は、許可地域や広告物の種類ごとに定められた大きさ、高さ等の許可基準に適合しているかを審査しています。

平成28年度は「違反屋外広告物除却キャンペーン」として、ハイキングイベントのゴール地点(海老名駅西口地区)にてハイキング参加者へ啓発物品を配布し、屋外広告物に関する啓発活動を行いました。また、違反屋外広告物があった場合に除却活動をしていただく「違反屋外広告物除却協力員」制度を導入しており、年に一度、協力員の方を対象とした講習会を実施しています。

違反屋外広告物の除却の様子



除却作業



除却後

(53) 海老名市中心市街地周辺地区の方針・構想・計画の策定 (都市計画課)

28年度の取り組み内容

【海老名駅北口地区】

相模鉄道海老名駅駅舎改良に伴う北口開設(平成32年度)に併せ、北口周辺地区(中央一丁目周辺)の土地の有効かつ高度利用を促進するため、平成26年度に「北口周辺地区まちづくり方針(案)」を策定しました。地元地権者および関係者への方針の説明と意見交換や、市民主導によるまちづくりの推進を図るため、地元組織の立ち上げに係る関係者との調整やまちづくり方針のさらなる具体化に向けた研究を行っていく予定です。

【海老名駅駅間地区】

当該地区は民間開発事業により、本市の中心市街地にふさわしい都市基盤施設が整備されました。良好な都市環境の担保および円滑な事業実施によるまちの早期発現のため、都市計画(用途地域、防火・準防火地域、地区計画)の変更手続きを実施しました。

(54) 都市計画制度等の活用によるまちづくりの推進 (都市計画課)

28年度取り組み内容

【社会資本整備総合整備計画の策定】

都市再生整備計画（海老名駅周辺地区）を基幹事業とした、社会資本総合整備計画（快適でにぎわいのある空間の創出）を策定しました。海老名駅を中心とした東西一体のまちづくりの進捗および相模鉄道海老名駅改修事業に合わせ、海老名駅の交通結節機能の強化と安心・安全・快適な歩行者ネットワークの構築を推進し、賑わいと活力、そして誰もが活動しやすい魅力的な都市を目指します。計画年度は平成29年度～平成33年度です。

【海老名運動公園周辺地区に係る都市計画の決定】

当該地区は、「第7回線引き見直し」による、市街化区域編入にあたり、計画的な市街地整備を円滑に進めるため土地区画整理事業の決定を行いました。また、地区内の適正かつ良好な都市環境の保全を図るため地区計画の決定を行いました。

なお、平成29年度においては、具体的な市街地整備の見通しが明らかになったことから、地区計画の一部を変更するなど、都市計画の手続きを進めます。

【公共サイン整備計画の運用】

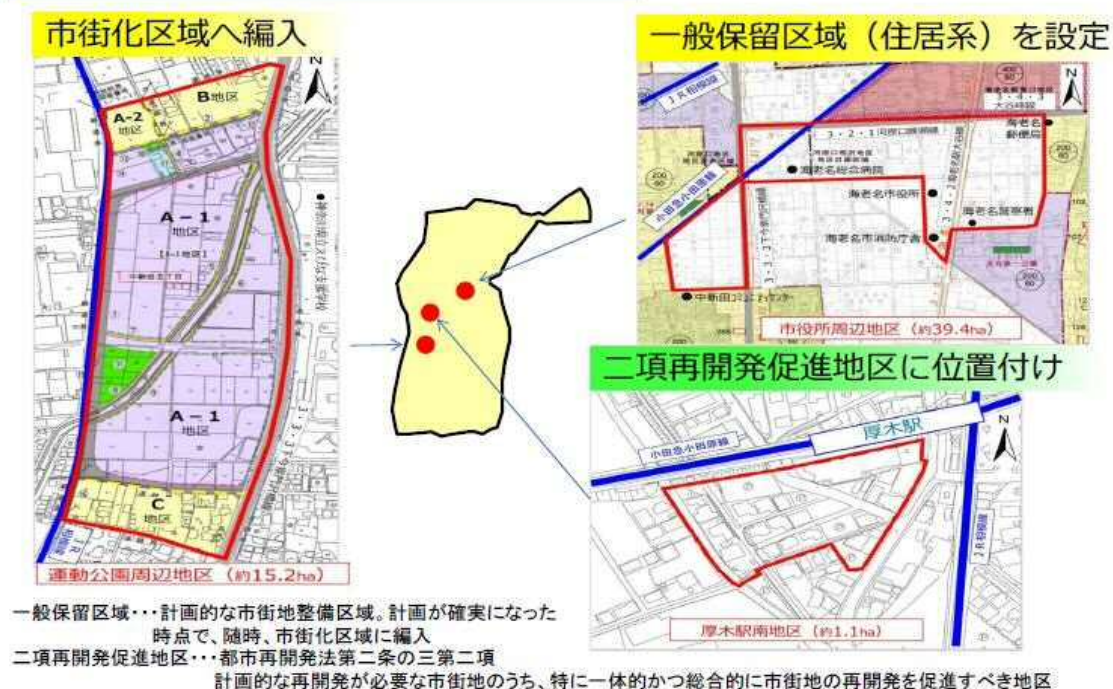
平成26年度に策定した、海老名市公共サインガイドラインに基づき、誘導案内板等の整備にあたっては、設置者との協議・指導を実施していく予定です。

(55) 市街化区域と市街化調整区域の見直し (都市計画課)

28年度取り組み内容

第7回線引き見直しにおいて、平成28年11月1日付けで、工業系の特定保留区域に位置づけられていた運動公園周辺地区（15.2ha）が市街化区域に編入され、また、市役所周辺地区（39.4ha）が一般保留区域に設定されました。一般保留区域については、今後の市街化区域編入を目指して、検討・調整を進めていきます。

第7回線引き見直しの概要



(56) 街路樹の緑化推進 (道路維持課)

28年度の取り組み内容

街路樹の植栽管理委託の中で年1回の剪定作業を実施しております。

また、市民団体による植栽帯の維持管理は、5団体が参加し、5箇所の道路空地において植栽管理を実施しております。



植栽管理の様子



■ 目標指標	H28 目標値	H28 実績値
植栽維持管理回数 (回)	1	1
ボランティアによる植栽帯の維持管理箇所数 (箇所)	5	5

2 丘陵地・緑地の保全

(57) 緑の保全・創造・啓発 (環境みどり課)

28年度の取り組み内容

○緑化推進事業

・地域緑化事業

花や緑の維持管理を地域で行っていただくため、団体に対し補助金を支出しました。

・緑化ポスターコンクール、花とみどりの写真コンクール

緑化ポスターを描いてもらうことで、小学生の緑化意識の高揚を図りました。



さつき展



写真コンクール入賞作品



ポスターコンクール
入賞作品

・さつき普及活動

市の花さつきの普及をするため、さつき展等の実施団体へ補助金を交付しました。

○緑地保全事業

・自然緑地保全区域、自然緑地保存樹木の指定

市内にある緑地や樹木（民地）を保全するため、自然緑地保全区域、自然緑地保存樹木を指定し、奨励金を支払いました。

・生垣設置奨励

生垣を設置する場合に奨励金を支払うことで、新たな緑の創出をしました。

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
花とみどりの写真コンクール（件）	－	90
生垣設置奨励決定延長（m）	－	20
緑化ポスターコンクール（件）	－	909

3 農業の振興

(58) 地域営農活動の促進 (農政課)

28年度の取り組み内容

都市化の進展により専業農家が減少する中、農作業の受託の増大に対応する農業集団の育成を図り、地域ぐるみの自主的な農地の利用調整活動、農作業の共同化等を推進しました。

■目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
作業受託面積 (h a)	32	32

(59) 農業振興対策の推進 (農政課)

28年度の取り組み内容

県農業技術センター等の関係機関との連携による認定農業者の認定を行いました。
後継者組織の研修活動の推進、団体相互の交流等により農業の担い手となる後継者の育成を図りました。またえびな米オーナー事業を実施し、市民の農業への理解を深めました。



田植作業の様子

■目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
認定農業者(新規・再認定) (人)	-	4
認定農業者総数 (人)	-	54

(60) 農業団体等との連携強化 (農政課)

28年度の取り組み内容

神奈川県農政事務協議会、JA さがみ、生産組合長会、その他農業関係団体との事業打合せを通じ、事業調整、情報交換を行いました。

また、地域の農業者との調整役として、農業振興推進員を任命し、地域における課題解決を図りました。

■目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
会議等の開催回数 (回)	-	10

(61) 畜産経営への支援 (農政課)**28年度取り組み内容**

家畜伝染病発生防止のための検査、予防接種への助成を行いました。また関係機関との連携による環境対策等（悪臭、虫など）の指導を実施しました。



環境巡回の様子

■ 目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
環境対策指導回数（回）	—	2
予防接種実施家畜数（羽）	—	10,000
予防接種実施家畜数（頭）	—	176

(62) 農業の活性化 (農政課)**28年度取り組み内容**

耕作放棄地の有効利用の一環として、津久井在来大豆の栽培に取り組み、その生産性や収益性について検討しました。

なお、収穫された大豆は、学校給食用の食材として活用し、地産地消を図りました。



大豆の刈取りの様子

■ 目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
実施面積（㎡）	—	13,475
収穫量（kg）	—	1,650

(63) 農業基盤整備事業 (農政課)

28年度の取り組み内容

- 農業振興地域内の道路整備をしました。また、既存道路の維持補修を行い、農作業の効率化、生産性の向上および安全な通行を確保しました。
- 既存水路の維持補修を行い、農業者の維持管理の軽減、農作業の効率化および生産性の向上を図りました。



道路整備の様子



水路補修の様子

■目標指標

	H 28 目標値	H 28 実績値
道路整備計画路線 (路線)	—	1
道路補修箇所 (箇所)	—	9
水路整備計画路線 (路線)	—	1
水路補修箇所 (箇所)	—	16

(64) 市民農園の推進 (農政課)

28年度の取り組み内容

市民の余暇活動の多様化の中で、土と親しむ場や農作業体験の需要が高まっていることから、遊休農地を活用した市民農園の管理・運営を実施しました。



市民農園の様子



野菜作り講習会の様子

■目標指標

	H 28 目標値	H 28 実績値
市民農園総数 (箇所)	22	21
区画総数 (区画)	580	541

(65) 都市農業の推進 (農政課)

28 年度取り組み内容

- 海老名産の花きを PR するため、市内小中学校へ海老名産花きの花束提供（花育事業）、庁舎内における海老名産花き展示、市公共施設等への海老名産花壇苗提供等を行いました。
- 地産地消を PR するラッピングカーや法被、のぼり旗等を作成し、市主催イベントや市内大型店等で海老名産農産物の直売イベントコーナーを設置し、地産地消を推進するための PR 活動を行いました。
- 海老名産農産物を販売する直売所を PR するため、直売所マップを作成しました。
- 海老名産いちごのブランド化に向けた取り組みとして、中央公園にて「いちごフェア」を実施しました。

※一部、海老名市地産地消推進実行委員会への委託事業も含まれます。

イベントにおける直売所出店の様子
(ラッピングカー・のぼり旗も設置)



いちごフェアの様子



花育事業において市内小中学校
へ配布した花き（バラ）



庁舎内での海老名産花き



■ 目標指標	H 28 目標値	H 28 実績値
花育事業（市内小中学校への花き配布）実施回数（回）	—	4

(66) 農地貸し借りの促進 (農業委員会)

28年度の取り組み内容

農地の貸し借り等を促進し、遊休農地・荒廃農地の解消を図るため、「農委だより」を活用して、農地の貸し借りについての記事を掲載し、情報を農業者にPRしました。



農委だより

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
農委だよりの発行 (回)	2	2
農用地利用集積計画 (継続) (㎡)	210,000	405,938
農用地利用集積計画 (新規) (㎡)	25,000	63,891

4 都市環境の整備

(67) 商店街の元気復活 (商工課)

28年度の取り組み内容

商店街が元気になるための課題や改善策を研究しています。

国分寺台中央商店会においては、2か月に一度、朝市を開催し、賑わいの創出が図られました。

【実施事業】国分寺台中央商店会 朝市6回 夏祭り1回

海老名駅前商栄会においては、商店街の活性化策や今後の在り方を研究するため、イベントを開催しました。

【実施事業】海老名駅前商栄会 イベント1回

(68) 商店街共同施設維持管理費の支援 (商工課)		
28年度の取り組み内容		
商店街の活性化を図り、消費者が楽しく安全に買い物ができるよう、街路灯の電気料や維持管理費等を補助しました。		
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
商店街数 (件)	9	9

(69) 企業立地の促進 (商工課)		
28年度の取り組み内容		
固定資産税・都市計画税の軽減、雇用奨励金・障害者雇用奨励金・環境施設奨励金の助成、用地の確保等により、多くの企業の立地を促進するため、この事業の周知等に取り組み、新規立地企業の増加に努めました。		
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
申請件数 (件)	1	1

(70) 中小企業振興対策 (商工課)		
28年度の取り組み内容		
市内事業所の経営基盤の安定化、技術開発への支援等を行うことで、市内中小企業の振興に寄与し、市内産業の活性化を図りました。		
国際規格の認証取得や製品開発に伴う依頼試験等の支援制度を整備し、また、市内事業所のPRや受発注機会の創出に対する支援を行いました。		
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
助成件数 (件)	31	19
認証取得等の件数 (件)	8	7

(71) 商店街活性化にむけた調査研究事業 (商工課)		
28年度の取り組み内容		
商店街だけでなく、地域全体を捉えたまちづくりに向けて検討を行うとともに、商店街の再整備について、主要法人地権者と協議を行いました。		
■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
協議回数 (回)	1	1

(72) 犬猫等管理事業 (環境みどり課)

28年度の取り組み内容

4月に市内の公園やコミセン等で狂犬病予防集合注射を実施しました。
また、飼い主のマナー向上のため、犬のフンの持ち帰りを促すマナー看板を、窓口で配布しました。

狂犬病予防集合注射の様子



犬のマナー看板



■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
蓄犬登録頭数 (匹)	7,200	6,934
マナー看板の総配布数 (枚)	300	271
狂犬病予防注射済頭数 (匹)	6,300	5,515

(73) 地点名標示整備事業 (道路整備課)

28年度の取り組み内容

市内東柏ヶ谷三丁目ほか7地内の信号機に添架されている地点名標示板の解りにくいものおよび標示のない交差点の標示板の修正および新設を行うことにより、道路利用者の利便性の向上を図りました。

＜28年度実績＞

地点名標示板設置工事 11箇所（交差点）

地点名標示板 設置状況



■目標指標

	H28 目標値	H28 実績値
地点名板設置（箇所）	11	11

(74) 住居表示の整備 (住宅公園課)

28年度の取り組み内容

- ①泉一丁目～二丁目の住居表示を実施しました。
- ②めぐみ町の住居表示を実施しました。

28年度の取り組み内容

土地区画整理事業に伴う造成工事・各種基盤整備工事は平成27年度中に完了し、平成28年度は土地区画整理事業後の土地を確定する換地処分が行われました。

これにより、予定していた事業内容が全て完了し、平成28年12月に神奈川県から土地区画整理組合の解散認可を受けて、組合が解散しました。

また、事業によって整備された各街区における個別の建築工事も進み、土地利用が進んできました。今後も、マンションの建築が計画されている街区もあり、ますます発展していくことが期待されます。

土地区画整理事業実施前(平成22年11月)



現在の状況(平成28年7月)



■目標指標

	H28 目標値	H28 実績値
役員会・総会等の開催数(回)	15	8

(76) 市街地の再開発 (市街地整備課)**28年度の取り組み内容**

厚木駅には駅前広場がなく、商業施設の撤退や県道43号をはじめとした道路渋滞といった諸問題を抱えていることから、再開発事業の手法を用いたまちづくりを検討しています。

平成28年度は、来年度の都市計画決定を目指し、関係機関との協議、調整等を行うとともに、準備組合事務所を開設し、地権者が気軽に相談できる環境を整えることで、再開発事業に対する地権者の理解を深めました。

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
役員会・総会等の開催数(回)	14	13
再開発に関する説明会の開催(回)	1	1

(77) 工業系新市街地の整備促進 (市街地整備課)**28年度の取り組み内容**

工業系新市街地の形成に向け、既成市街地と調和のとれた良好な環境づくりを図るため、運動公園周辺地区において、地権者を中心とした組合施行の土地区画整理事業および地区計画による市街化区域編入を目指し、関係機関等と調整・協議を行いました。

平成28年11月1日に地区計画区域が市街化区域に編入されるとともに、土地区画整理組合の設立が認可され、本格的な事業化に至りました。

土地区画整理事業区域については、地権者で組織される土地区画整理組合で調整・協議等を行い、事業を進めました。

また、地区計画区域については、市街化区域編入前に、地元地権者を対象に説明会を開催し、地区計画についての理解を深めました。

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
土地区画整理組合設立準備会 役員会・総会等の開催数(回)	12	12
土地区画整理組合 理事会・総会等の開催数(回)	8	8

(78) 自転車駐車場等の整備 (駅周辺対策課)

28年度取り組み内容

平成28年度は、海老名駅の西口自転車等駐車場4箇所について、照明設備のLED化を実施しました。また、平成29年度実施予定の東口自転車等駐車場2箇所の照明設備のLED化に向けて、現在の照明設置・管理状況を調査しました。



海老名駅西口自転車等駐車場

(79) 放置自転車対策 (駅周辺対策課)

28年度取り組み内容

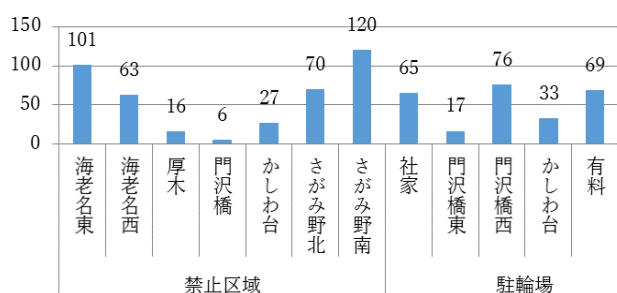
にぎわいのある駅周辺の歩行者空間での安全と街の景観を守るため、条例に基づき自転車等放置禁止区域内の自転車・原動機付自転車への放置禁止指導・啓発活動および撤去・移動を実施しています。

平成28年度も引き続き、指導・啓発活動を実施し、放置禁止区域内の自転車等を減少させることができ、目標値に対して撤去実績台数も下回り、安全と景観を保つことができました。

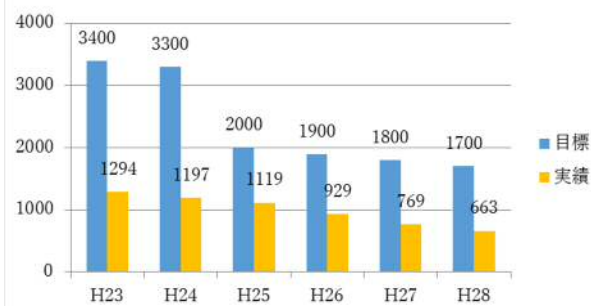


指導(警告書の添付)

< 駅別撤去台数 >



< 撤去台数の推移 >



■ 目標指標

	H28 目標値	H28 実績値
放置自転車等対策PR回数(回)	2	2
啓発活動日数(回)	250	293
放置防止巡回指導日数(日)	250	293
放置自転車等移動台数(台)	1,700	663

5 歴史的遺産等の保護と活用

(80) 文化財の保護 (教育総務課)

28年度の取り組み内容

史跡相模国分寺跡・相模国分尼寺跡・秋葉山古墳群の草刈など敷地の維持管理と樹木剪定などを実施しました。

海老名の大櫓の剪定と樹幹腐朽部の保存修理、有馬のはるにれの下草刈・害虫駆除を行いました。

天然湧水地であり、永池川の源流の一つとなっている「浅井の水」について、護岸改修や案内板設置などの整備工事を実施しました。



浅井の水整備工事

■目標指標

文化財保存修理件数 (件)

H28 目標値

2

H28 実績値

2

(81) 文化財の活用 (教育総務課)

28年度の取り組み内容

えびな文化財探求舎体験講座「いにしえびとの道具箱」(まが玉作り、矢じり作り)、史跡散策(年4回)、文化財講演会(年1回)、野草観察会(年2回)、えびな歴史絵手紙事業を行い、総数76点の応募がありました。

また、相模国分寺むかしまつりを10月16日に開催し、約3,500人来場者がありました。



相模国分寺むかしまつり

■目標指標

案内板の設置・補修・更新 (件)

4

6

文化財体験講座参加者 (人)

115

120

イベントの参加者 (人)

3,000

3,500

(82) 郷土資料館（温故館）の運営（教育総務課）

28年度の取り組み内容

常設展に加えて、えびな歴史絵手紙応募作品展示、資料展「震災～大地に刻まれた痕跡～」、海老名市市制施行45周年記念企画展「海老名ノスタルジア」を開催し、市民に文化財の普及啓発を図りました。



企画展「えびなノスタルジア」

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
郷土資料館（温故館）の来館者数（人）	10,000	11,034

(83) 歴史資料収蔵館の運営（教育総務課）

28年度の取り組み内容

収集した歴史資料を整理・研究・保存しました。また、市史完結後も郷土の歴史に関する資料を、収集・整理しました。



歴史資料収蔵館

■目標指標	H28 目標値	H28 実績値
歴史資料収蔵館の来館者数（人）	500	653

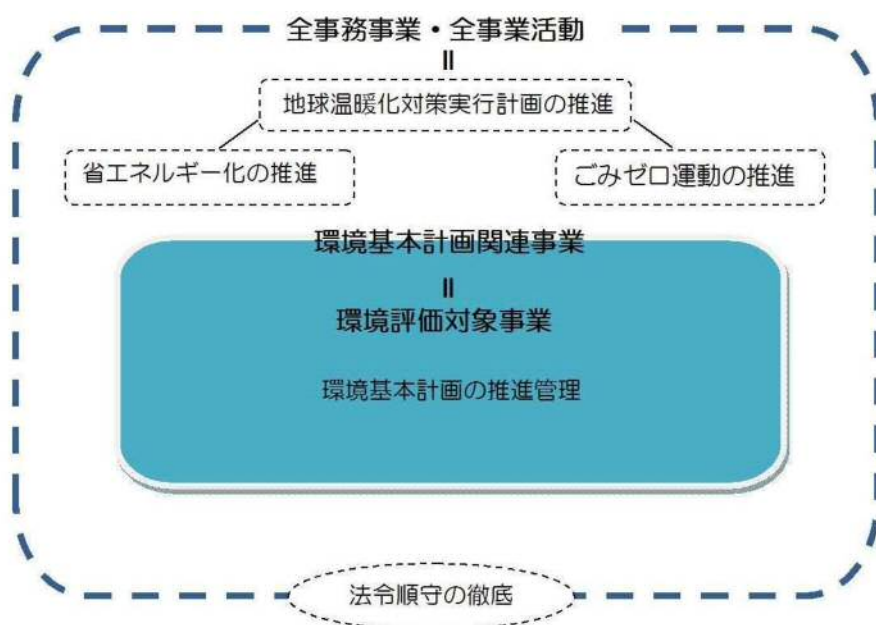
Ⅲ 海老名環境マネジメントシステムの 概要と運用状況

1. 海老名環境マネジメントシステムについて

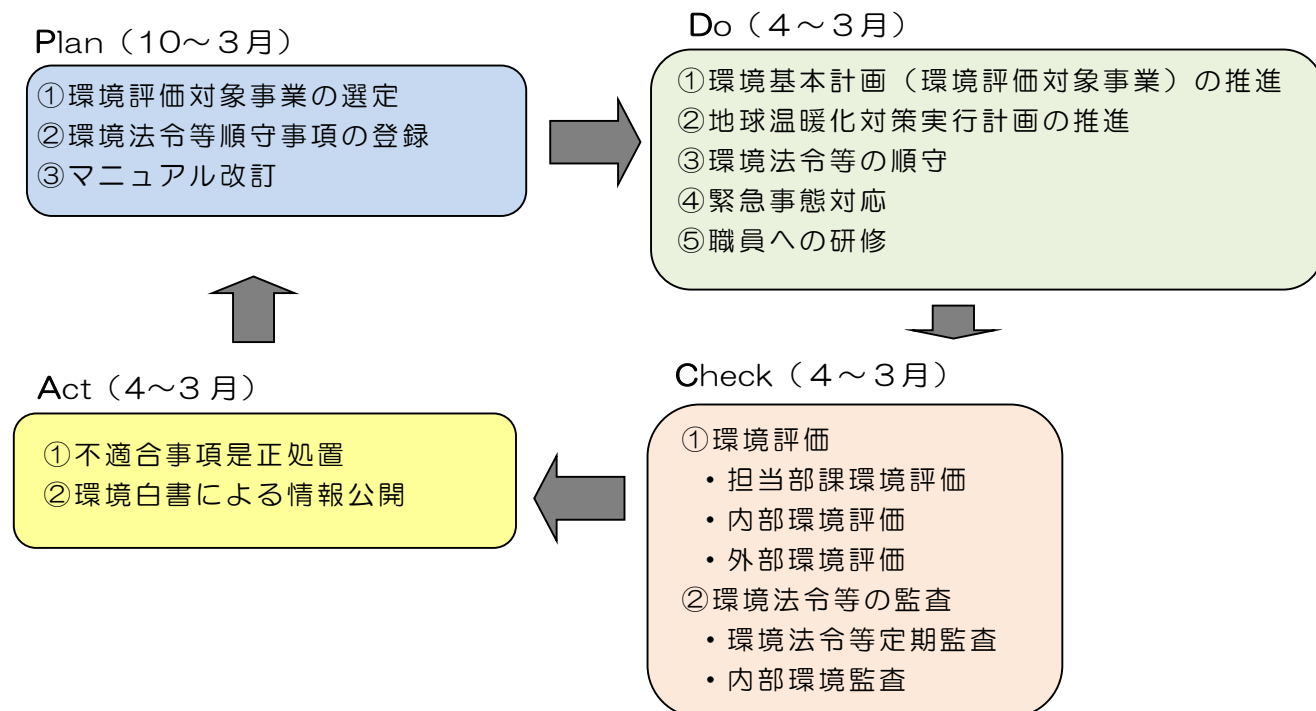
海老名市では平成13年度より環境に関する国際規格であるISO14001の認証による様々な環境への取組みを推進してきましたが、平成29年4月1日より、ISO14001の認証に依らない独自の取組みである海老名環境マネジメントシステムへ移行しました。

環境基本計画および地球温暖化対策実行計画の進行管理並びに環境法令の順守といった市の事務事業の進行と一体的に取り組むシステムによる、効率的かつ効果的な環境配慮を推進しています。

〈図1〉海老名環境マネジメントシステムの体系



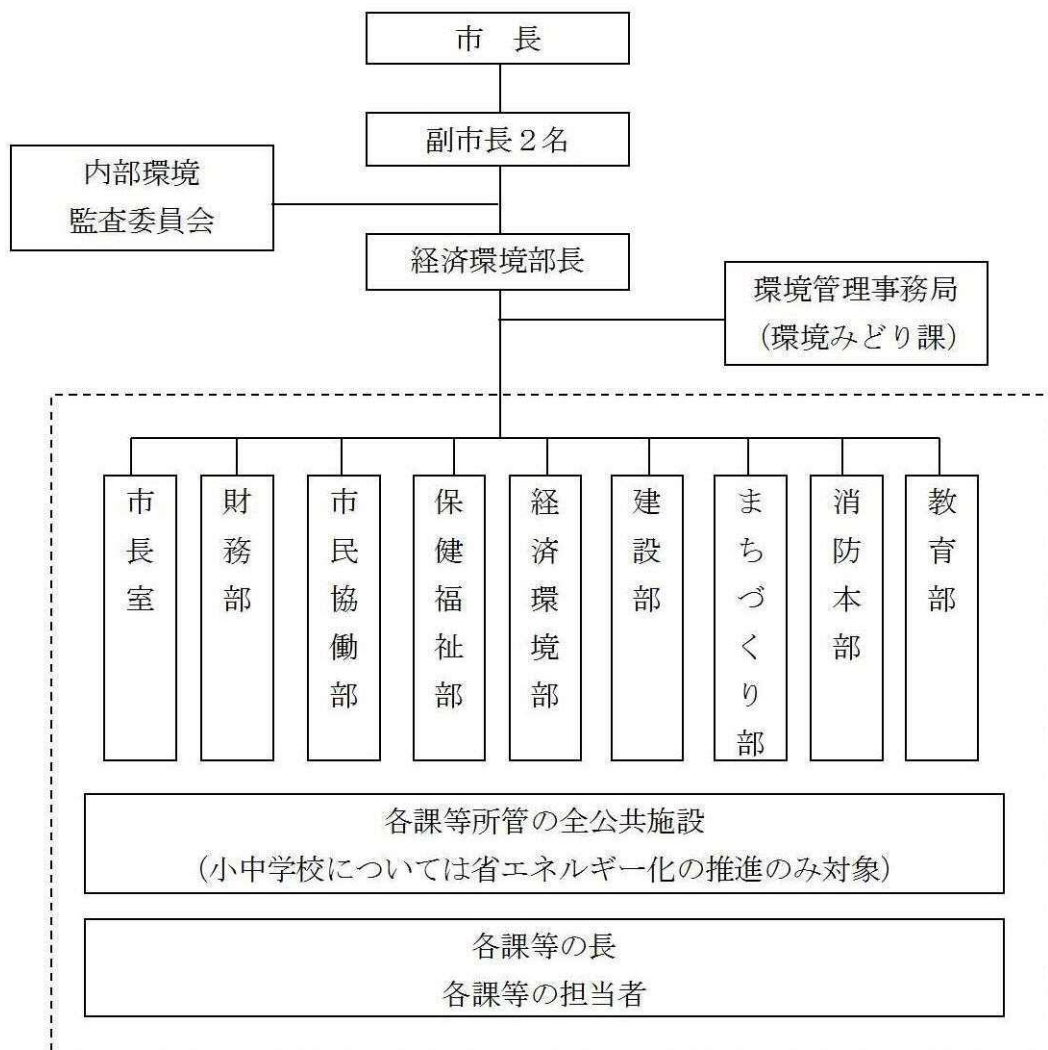
〈図2〉海老名環境マネジメントシステムにおけるPDCAサイクル



2. 組織体制

海老名環境マネジメントシステムは、市の事務事業の進行と一体的な環境配慮を推進するため、ISO14001 の認証による環境マネジメントシステムと比べ、適用範囲を拡大し、原則全ての公共施設における事務事業および事業活動を対象としています。

〈図 3〉組織図



3. 年間スケジュール（平成 29 年度）

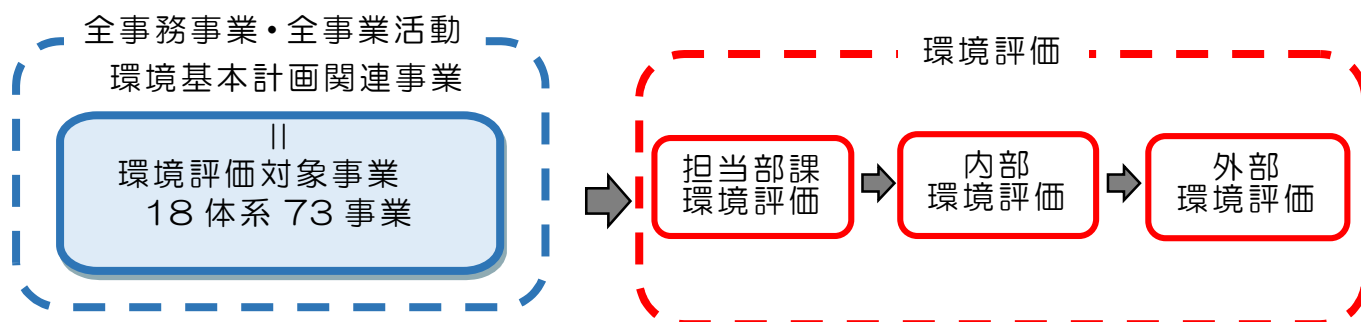
4 月	海老名環境マネジメントシステム運用開始、システムに関する担当者向け研修
5 月～6 月	内部環境監査、内部環境監査委員研修
6 月～2 月	環境法令等定期監査（1 ヶ月ごとに各部の監査を実施）
10 月	平成 29 年度第 1 回海老名環境マネジメントシステム専門部会、 定期報告（上半期）
11 月	担当者向け環境法令研修

4. 環境基本計画の推進

全ての事務事業・事業活動のうち、特に環境への影響が大きく、環境基本計画に関連する 73 事業を環境評価対象事業と定めています。各事業の所管課では環境評価対象事業について調書を作成し、その調書に基づいて環境基本計画の進行管理を実施しています。

各事業の推進状況については、事業を実施した翌年度に環境評価を実施し、継続的な改善に努めていきます。

〈図 4〉環境基本計画の推進の流れ



5. 地球温暖化対策実行計画の推進

温室効果ガス排出量を平成 42 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013）年度比－26.0%に削減するといった国の目標を受けて策定した「海老名市地球温暖化対策実行計画」を推進するため、以下の取組みを実施しています。

(1) 省エネルギー化の推進

◇平成 28 年度の市公共施設のエネルギー使用量（カッコ内は平成 27 年度）

電気	16,922,174kWh	(16,043,222kWh)
ガソリン	66,356L	(68,683L)
軽油	70,002L	(71,311L)
灯油	214,375L	(196,298L)
プロパンガス	19,088 m ³	(18,953 m ³)
都市ガス	787,703 m ³	(677,976 m ³)

◇平成 28 年度の主な施設の電気使用量（カッコ内は平成 27 年度および増減率）

本庁舎	1,694,157kWh	(1,648,682kWh / 5.47%増)
文化会館	1,035,920kWh	(1,043,152kWh / 0.69%減)
運動公園	1,631,928kWh	(1,542,871kWh / 5.77%増)
北部公園	996,439kWh	(997,115kWh / 0.06%減)
小中学校	2,962,446kWh	(2,780,815kWh / 6.53%増)

(2) ごみゼロ運動の推進

①公共施設におけるリサイクル率

・ゼロ・エミッションとは

資源化（リサイクル）率 97.5%以上をゼロ・エミッションと定義し、ごみ処理の問題は、資源の枯渇、ごみの処分場不足、地球温暖化等を引き起こす重要な環境問題であるという認識のもと、海老名市では平成 15 年から「ゼロ・エミッション」に取り組んでいます。

◇ゼロ・エミッション宣言をした公共施設のごみゼロ運動実施状況一覧

施設名称	宣言年	26 年度実績	27 年度実績	28 年度実績
本庁舎	平成 23 年	98.0%	97.6%	97.3%
文化会館 ※1	平成 23 年	93.1%	92.5%	92.6%
有馬図書館	平成 23 年	97.5%	96.9%	98.0%
中央図書館 ※2	平成 25 年	99.3%	17.7%	78.9%
消防庁舎	平成 25 年	94.0%	98.1%	98.4%
保健相談センター	平成 27 年	98.0%	97.8%	97.6%

◇ゼロ・エミッションを目指す公共施設のごみゼロ運動実施状況一覧

施設名称	28年度目標	28年度実績	状況
市内保育園 ※3	95.0%	94.37%	未達成
食の創造館	97.5%	99.73%	達成

※1 文化会館では資源化できないごみの割合が高いため、資源化率 93%以上を維持することとしています。

※2 中央図書館のリニューアルオープンに伴い、実績値が大きく変化しております。今後、改善策を検討していきます。

※3 市内保育園では資源化できないごみの割合が高いため、資源化率 95%以上をゼロ・エミッションと定義しています。

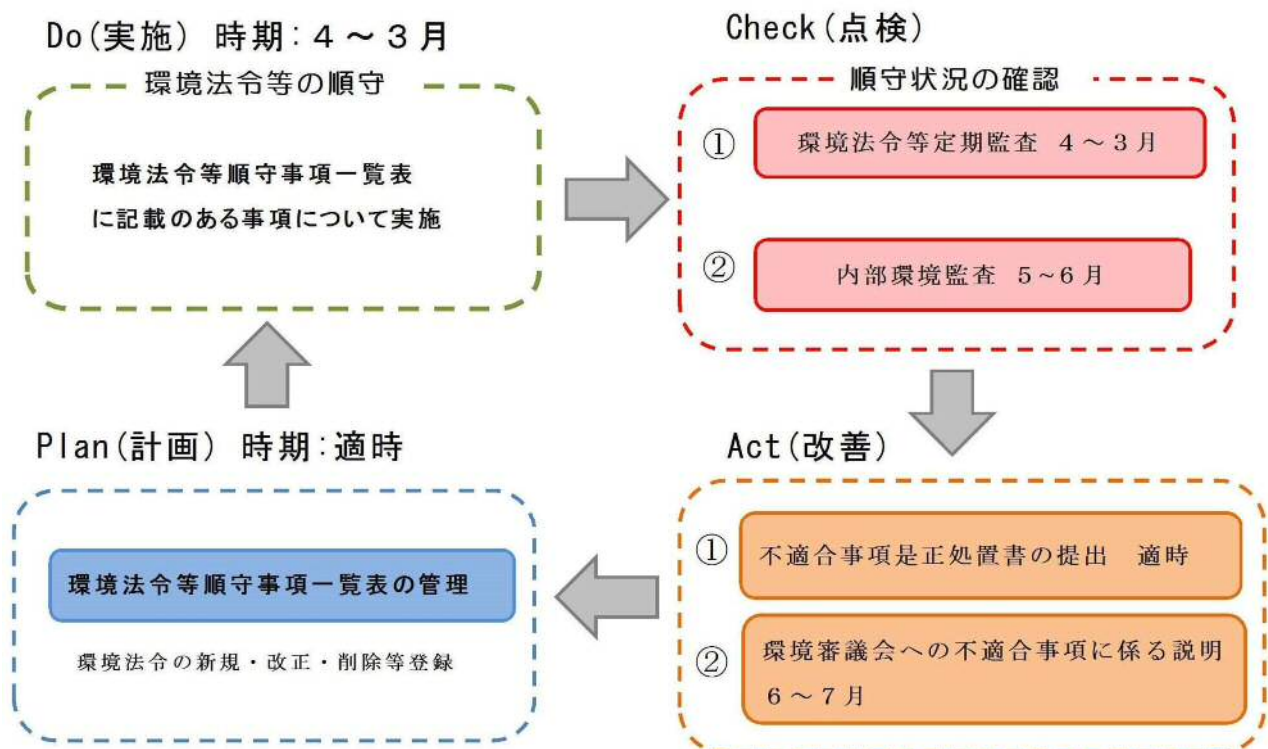
◇市の事業活動で排出する廃棄物

一般廃棄物（紙ごみなど）	142.3 t
産業廃棄物（道路・下水道等汚泥等）	518.5 t

6. 環境法令等の順守

事務事業および事業活動を推進する上で関連のある環境法令等を特定し、その対象並びに順守事項を必要の都度参照できるよう「環境法令等順守事項一覧表」を作成し、環境法令の順守を徹底しています。

〈図 5〉環境法令順守に係る PDCA サイクル



(1) 内部環境監査

①概要

環境法令等を順守するための仕組みが整備され、実際に遵守されているかを判定するため、内部環境監査を実施しています。監査結果については被監査部等に通知し、不適合事項があれば是正処置を求めます。

監査を行う内部環境監査委員は、勤続 10 年以上で環境法令等に関する専門知識や業務経験を有する職員の中から任命しています。(平成 29 年度委員数 36 名(内部環境監査委員長含む))。

②平成 29 年度の内部環境監査結果

平成 29 年度は、5 月および 6 月に内部環境監査を実施しました。保健福祉部および建設部において不適合事項が計 2 件、財務部、保健福祉部並びに建設部において指摘事項が計 3 件見受けられましたが、早急に是正処置を行いました。その他の部門では不適合事項等はありませんでした。

(2) 環境法令等定期監査

①概要

環境法令等を遵守するための仕組みが整備され、実際に遵守されているかを判定するため、各部等ごとに環境法令等定期監査を実施しています。監査結果については被監査部等に通知し、不適合事項があれば是正処置を求めます。

監査の実施者(監査員)には、ISO14001 審査員の資格保有者を非常勤職員として採用し充てることで、ISO14001 の認証に依らない独自の環境マネジメントシステムでありながらも、その有効性を担保しています。

②平成 29 年度の環境法令等定期監査実施状況 平成 29 年 11 月 1 日時点

監査対象部等	監査日	不適合事項
市長室	6 月 28 日(水)	0 件
財務部	7 月 19 日(水)	0 件
市民協働部	8 月 30 日(水)	0 件
保健福祉部	10 月 2 日(月)	0 件
経済環境部	10 月 18 日(水)	0 件
建設部	11 月 15 日(水) 予定	
まちづくり部	12 月 1 日(金) 予定	

消防本部	1 月 17 日（水） 予定	
教育部	2 月 14 日（水） 予定	

7. 職員への研修

海老名環境マネジメントシステムに対する理解を深め、職員一人ひとりが日常業務を行う上で環境配慮を意識した行動ができるよう、それぞれ必要な研修を実施しています。

◇研修一覧表

研修の種類	対象者	内 容
海老名環境マネジメントシステム 担当者研修	担当者	・ 環境マネジメントシステムの概要 ・ 環境基本計画の推進 ・ 地球温暖化対策実行計画の推進
海老名環境マネジメントシステム 担当者向け環境法令研修	担当者	・ 環境法令等の概要
内部環境監査委員研修	内部環境監査委員	・ 環境マネジメントシステムの概要について ・ 内部環境監査・内部環境評価の実施方法について ・ 環境法令等について

Ⅳ 海老名の公害に関する報告

1. 環境行政の変遷

年	月	国	月	県	月	市
昭 39			3	神奈川県公害防止に関する 条例制定		
42	8	公害対策基本法制定				
43	6	大気汚染防止法、騒音規制法 制定				商工課商工観光係が公害を担当
44	2	硫黄酸化物に係る環境基準 設定				
45	2 12	一酸化炭素に係る環境基準 設定 公害対策基本法の一部改正 （「経済の健全な発展との調 和」条項削除） 水質汚濁防止法制定等公害 関係 14 法の制定・改廃	3	神奈川県海老名地区地盤沈 下観測所設置		
46	5 6	騒音に係る環境基準設定 悪臭防止法制定 環境庁設置	3	神奈川県公害防止条例制定	4 11	住民課防災係が公害を担当 市制施行、騒音規制法の事務の 委任、防災交通課公害係が公害 事務を担当
47			6 12	神奈川県大気汚染緊急時措 置要綱施行 神奈川県地域公害防止計画 策定		
48	5 12	大気汚染に係る環境基準設 定（二酸化硫黄、二酸化窒素、 一酸化炭素、光化学オキシダ ント、浮遊粒子状物質） 航空機騒音に係る環境基準 設定	5	悪臭防止法に基づく地域指 定（市街化区域全域）		
49			5	騒音に係る環境基準の地域 の類型指定、騒音規制法に基 づく地域指定（工業専用地域 を除く）	1 3	生活環境課環境保全係が公害 事務を担当 地盤沈下観測事務を県から引 き継ぐ
50					3 5	海老名市環境保全条例制定 海老名市光化学公害対策実施 要綱制定
51	3	大気汚染防止法による硫黄 酸化物の総量規制導入 振動規制法制定				
52	6	特定工場における公害防止 組織の整備に関する法律施 行令、同法施行規則の一部改 正	4 10	新幹線鉄道騒音に係る環境 基準の地域類型指定 振動規制法に基づく地域指 定（工業専用地域を除く）		
53	7	二酸化窒素に係る環境基準 の改正	3	神奈川県公害防止条例の全 面改正	6	特定工場における公害防止組 織の整備に関する法律に基 づく事務の一部委任
54	6	水質汚濁防止法による水質 総量規制導入（特定水域東京 湾等、指定項目 COD）			3 9	「公害の概況」初版刊行 海老名市光化学公害対策実施 要綱全部改正
55			3 5 10	相模湾の水質環境基準の類 型指定 航空機騒音に係る環境基準 の類型指定 神奈川県環境影響評価条例 制定	3	海老名市地盤沈下観測所設置 公害分析室設置

年	月	国	月	県	月	市
56	6	大気汚染防止法による窒素酸化物の総量規制導入	12	神奈川県公害防止条例の一部改正（深夜飲食店営業騒音の規制）	4	長期公害苦情未処理工場（重点工場）の改善推進に着手
57	5	大気汚染防止法によるばいじんの排出基準の改正	3 9 12	神奈川県公害防止条例の一部改正（窒素酸化物の総量規制導入） 神奈川県公害防止条例の一部改正（ばいじんの排出基準の改正） 悪臭防止対策に関する指導基準制定	3 4 6	公害分析室改造 許可工場等立入調査 海老名市光化学公害対策実施要綱一部改正
58	9	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準改正	4	神奈川県悪臭防止対策に関する指導要綱の施行		
59	7	湖沼水質保全特別措置法制定	5	神奈川県生活排水対策推進要綱施行 相模湾富栄養化対策指導指針施行	4	海老名市光化学公害対策実施要綱一部改正
60	6	窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼を定める大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正（ボイラーの規模要件の見直し）			3 5	水質汚濁防止法対象事業場説明会 深夜飲食店騒音等規制説明会 公害防止パンフレット配布
61			3	厚木飛行場周辺地域における航空機騒音に係る環境基準に基づく地域類型の変更指定について	6	地下水採取事業場担当者特別研修会
62	10	大気汚染防止法施行令の一部改正	6	神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正	2	公害防止管理者特別研修会
63	8	水質汚濁防止法施行令の一部改正				
平成元	10 12	大気汚染防止法施行令の一部改正 大気汚染防止法施行令の一部改正	1	神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正	2 4 11	公害防止管理者等研修会 庁舎移転に伴う分析室移転 公害防止管理者等研修会
2	11	大気汚染防止法施行令の一部改正			11	公害防止管理者等研修会
3			1	神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正	6 10	水環境フォーラム 地球環境問題対策委員会設置
4	6	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（NOX法）			2 8 12	公害防止管理者等研修会 全国星空継続観察 電気自動車の導入
5	11	環境基本法制定			2 3 11	公害防止管理者等研修会 海老名市地球環境保全行政施策指針の作成 低公害車モデル都市フェア
6	12	環境基本計画策定	10	神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正	3 6	公害防止管理者等研修会 公害防止管理者等研修会
7			5	悪臭防止法による規制地域の指定等の改正	6	公害防止管理者等研修会
8	6	水質汚濁防止法の一部改正	4	神奈川県環境基本条例施行	6 12	公害防止管理者等研修会 海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例公布

年	月	国	月	県	月	市
9	6	環境影響評価法公布 環境影響評価法施行令公布・施行	3	神奈川県環境基本計画策定 神奈川県環境影響評価条例改正 神奈川県生活環境の保全等に関する条例公布 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則公布	4	海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例公布 公害防止管理者等研修会
	12		7		10	
			10			
			12			
10	12	騒音規制法施行令の一部改正 悪臭防止法の一部改正 振動規制法の一部改正 湖沼水質保全特別措置法	4	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行	3 6 10	海老名市環境基本条例公布 海老名市環境基本条例施行 環境フォーラム
11	4	地球温暖化対策の推進に関する法律施行 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）公布 ダイオキシン類対策特別措置法公布 騒音規制法施行令の一部改正 水質汚濁防止法の一部改正	3	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	6	海老名市河川をきれいにする条例施行 環境フォーラム（事業者向け） 環境フォーラム（市民向け）
	7		9		10	
	7					
	9					
	12					
12	1	ダイオキシン類対策特別措置法施行	3	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	3 6	海老名市環境基本計画策定 環境フォーラム（事業者向け） 環境展 環境フォーラム（市民向け）
13			1	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	6 10	環境フォーラム（事業者向け） 環境展 ISO14001 認証取得 環境フォーラム（市民向け）
14	5	土壌汚染対策法公布			2 6 7～ 12 9～ 2 10 11	地域省エネルギービジョン策定 環境フォーラム（事業者向け） 環境展 市庁舎、図書館、体育館、地下駐車場のエネルギー改修工事 エネルギーセンター事業化フ ィージビリティ調査 環境市民大学 エネルギー体験館開催
15	2 10	土壌汚染対策法施行 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行			3 6 10	環境フォーラム（市民向け） 環境展 環境市民大学
16			3	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	3 6 10	環境フォーラム（市民向け） 第5回「環境展」 環境市民大学
17	2	京都議定書 発効 地球温暖化対策の推進に関する法律改正法 施行	10	神奈川県環境基本計画改定	3 6 10	環境フォーラム（市民向け） 第6回「環境展」 環境市民大学
18	2	「石綿による健康被害の救済に関する法律」 公布 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」 公布	3	「神奈川みどり計画」策定 「神奈川県ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物処理計画」策定 「アスベスト除去工事に関する指導指針」策定 「神奈川県景観条例」施行	3 6 10	環境フォーラム（市民向け） 第7回「環境展」 環境市民大学
	6		4			
			12			

年	月	国	月	県	月	市
19	5	「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(環境配慮契約法) 公布	4 12	「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」施行 「神奈川県地球温暖化防止実行計画」改定	3 6 8 10	環境フォーラム(市民向け) 第8回「環境展」 子ども環境教室 環境市民大学
20	5 6	「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」(省エネ法) 公布 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(温対法) 公布	3 4 7	「神奈川県廃棄物処理計画」改定 「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」施行 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」公布	3 6 8 10 12	環境フォーラム(市民向け) 「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画」策定 第9回「環境展」 子ども環境教室 環境市民大学 「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画～推進プラン～」策定 環境フォーラム(市民等向け)
21	7	「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」公布	7 10	「神奈川県地球温暖化対策推進条例」公布 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」施行	6 7 10	えびな環境フェスティバル 環境ボランティア養成講座(前期) 子ども環境教室 環境ボランティア養成講座(後期)
22	4 5	「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」施行 「改正 土壤汚染対策法」施行 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布	4	「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の一部(計画書制度に関する規定) 施行	6 7	えびな環境フェスティバル えびな環境講座 子ども環境教室
23	6 8	「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の施行 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第2次一括法案)の施行	5	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例改正」一部施行	6 7	えびな環境フェスティバル えびな環境講座 サマースクール
24	10	「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行	12	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の施行	6 7 3	えびな環境フェスティバル サマースクール えびな環境講座
25	4 5 6	「環境影響評価法の一部を改正する法律」の施行 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する等の法律」公布 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」施行	7 12	「神奈川県生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正 「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」の一部改正	6 7 11 12 3	えびな環境フェスティバル サマースクール エコドライブ展 えびな環境講座 えびな環境講座

26	7 10 11	「水循環基本法」施行 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」施行	12	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例に係る違反対応要領」の改正	6 7 11 3	えびな環境フェスティバル サマースクール エコカー&エコドライブフェスタ えびな環境講座
27	10	「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」施行	10	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正	6 7 11 3	えびな環境フェスティバル えびなっ子スクール エコカー&エコドライブフェスタ えびな環境講座
28	7 9	「水質汚濁防止法排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」施行 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令	7 12	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」施行 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」施行	6 7 11 3	えびな環境フェスティバル えびなっ子スクール エコカーフェスタ えびな環境講座

2. 公害に関する届出状況

(1)神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

①指定事業所に係る申請届出件数（平成 28 年度）

設置許可申請	0	環境管理事業所の認定申請	0	地 下 水 採 取	採取許可申請	0
設置工事完了届	0	環境配慮推進事業所登録申請書	0		変更許可申請	1
変更許可申請	17	環境管理事業所変更届	0		採取開始届	0
変更完了届	12	小 大 型 小 売 店 に お け る 夜 間 に 係 る 届 出	開始届出書	0	変更完了届出書	0
変更計画中止届	1		変更計画届出書	0	変更計画中止届出書	0
変更届	22		変更届出書	0	変更届	6
地位承継届	4		廃止等届出書	0	地位承継届	0
廃止等届	0		地位承継届出書	0	現況届出書	0
休止等届	1				廃止届	1
化学物質管理状況報告書	18				採取量及び水位測定報告	55
					特別水位測定結果報告	55
					採取量測定結果報告	0
					合 計	193

②指定事業所業種別分類（平成 28 年度末現在）

No.	産 業 分 類	事業所数	No.	産 業 分 類	事業所数
1	非金属工業	4	15	運送、倉庫、通信業	1
2	建設業	0	16	各種商品卸売業	0
3	食料品製造業	12	17	各種商品小売業	19
4	繊維製品製造業	1	18	ガソリン等小売業	10
5	木材、木製品製造業	5	19	一般飲食業	0
6	パルプ、紙加工品製造業	4	20	洗濯、理容、浴場業	13
7	出版、印刷関連産業	3	21	自動車、その他修理業	15
8	化学、石油製品製造業	3	22	その他事業サービス業	3
9	窯業、土石製造業	7	23	医療業	2
10	プラスチック、ゴム、製造業	8	24	廃棄物処理業	5
11	金属関係製品製造業	15	25	学校教育関係	2
12	一般機械器具等製造業	38	26	官公庁	5
13	その他の製造業	11	27	その他	15
14	ガス、水道、鉄道業	2	合 計		203

③地域別分類（平成 28 年度末現在）

地 域	事業所数	地 域	事業所数
中 央	5	東 柏 ケ 谷	19
国 分 北	5	望 地	0
国 分 南	3	勝 瀬	0
大 谷 北	4	中 河 内	0
大 谷 南	9	中 野	5
国 分 寺 台	0	社 家	23
中 新 田	18	今 里	3
さ つ き 町	1	上 河 内	3
河 原 口	10	杉 久 保 北	3
上 郷	20	杉 久 保 南	7
下 今 泉	10	本 郷	27
上 今 泉	5	門 沢 橋	13
柏 ケ 谷	9	浜 田 町	0
扇 町	1	計	203

(2)指定事業所等への対応状況（平成 28 年度）

改 善 指 示			警 告	勸 告	改 善 命 令 等						報 告 徴 収	立 入 検 査
口 頭	文 書	計			改 善 命 令	除 去 命 令	撤 去 命 令	その他の措置命令	全部停止命令	小 計		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)特定建設作業届出状況

①騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況（平成 28 年度）

作 業 の 種 類	届出該当件数
くい打機等を使用する作業	0
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	3
空気圧縮機を使用する作業	8
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	3
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
計	14

②振動規制法に基づく特定建設作業届出状況（平成 28 年度）

作 業 の 種 類	届出該当件数
くい打機等を使用する作業	0
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装盤破砕機を使用する作業	1
ブレーカーを使用する作業	6
計	7

3. 公害・環境に関する市民相談状況

(1)相談種類別件数

種類	21 年度			22 年度			23 年度			24 年度		
	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)
大気汚染	76	76	100	63	63	100	56	56	100	40	40	100
水質汚濁	11	11	100	6	6	100	7	7	100	8	8	100
土壌汚染	0	0	100	0	0	100	1	1	100	0	0	100
騒 音	33	33	100	36	36	100	45	45	100	21	21	100
振 動	11	11	100	12	12	100	6	6	100	6	6	100
地盤沈下	0	0	100	0	0	100	0	0	100	0	0	0
悪 臭	20	20	100	16	16	100	27	27	100	10	10	100
そ の 他	10	10	100	9	9	100	4	4	100	2	2	100
合 計	161	161	100	142	142	100	146	146	100	87	87	100

種類	25 年度			26 年度			27 年度			28 年度		
	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)
大気汚染	45	45	100	38	38	100	19	19	100	16	16	100
水質汚濁	8	8	100	5	5	100	7	7	100	6	6	100
土壌汚染	0	0	100	0	0	100	0	0	100	0	0	100
騒 音	29	29	100	21	21	100	12	12	100	16	16	100
振 動	8	8	100	12	12	100	4	4	100	3	3	100
地盤沈下	0	0	100	0	0	100	1	1	100	0	0	100
悪 臭	14	14	100	4	4	100	2	2	100	4	4	100
そ の 他	0	0	100	1	1	100	3	3	100	1	1	100
合 計	104	104	100	81	81	100	48	48	100	46	46	100

(2)地域別公害苦情件数（平成 28 年度）

地域\種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	そ の 他	合 計
中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国分北	1	0	0	0	0	0	0	0	1
国分南	0	0	0	3	0	0	0	0	3
大谷北	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大谷南	1	1	0	0	0	0	0	0	2
国分寺台	1	0	0	1	0	0	0	0	2
中新田	3	0	0	1	0	0	0	0	4
さつき町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河原口	1	1	0	0	1	0	0	0	3
上郷	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下今泉	1	1	0	3	0	0	1	0	6
上今泉	0	1	0	0	0	0	0	0	1
柏ヶ谷	2	0	0	0	0	0	1	0	3
東柏ヶ谷	0	0	0	1	1	0	1	0	3
望地	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝瀬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中河内	1	0	0	0	0	0	0	0	1
中野	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社家	0	1	0	3	0	0	0	0	4
今里	1	0	0	3	0	0	0	0	4
上河内	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杉久保北	1	0	0	0	0	0	1	0	2
杉久保南	3	0	0	0	0	0	0	0	3
本郷	0	0	0	0	0	0	0	0	0
門沢橋	0	1	0	1	0	0	0	1	3
浜田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
扇町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
めぐみ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	1
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	16	6	0	16	3	0	4	1	46

4. 公害・環境に関する調査測定

(1)大気汚染

①環境基準

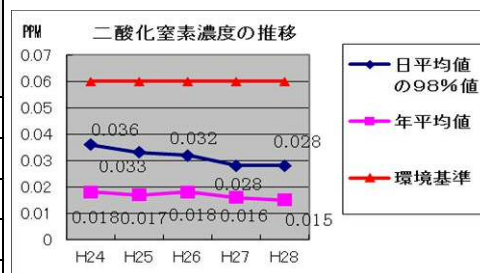
物 質	環 境 上 の 条 件
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm 以下であること。

②大気汚染監視測定（市役所西棟での測定）

☆二酸化窒素（NO₂）

赤褐色の気体で、大気中の窒素酸化物（NO_x）の主成分で、空気中で燃料など物の燃焼・合成・分解等の処理を行うと発生し、燃焼温度が高温になるほど多量に発生します。

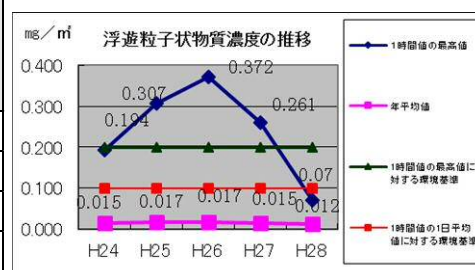
年度	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 98%値 (ppm)	環境基準
19	0.023	0.074	0.039	適合
20	0.021	0.067	0.036	適合
21	0.020	0.075	0.035	適合
22	0.019	0.072	0.035	適合
23	0.018	0.072	0.033	適合
24	0.018	0.066	0.036	適合
25	0.017	0.060	0.033	適合
26	0.018	0.073	0.032	適合
27	0.016	0.060	0.028	適合
28	0.015	0.061	0.028	適合



☆浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径10μm（100分の1mm）以下の微細な粒子の総称で、発生源は工場・事業場のばいじん・粉じん・ディーゼル自動車の黒煙のほか、これらが大気中で反応した二次生成物質や土壌粒子・海塩粒子など様々です。

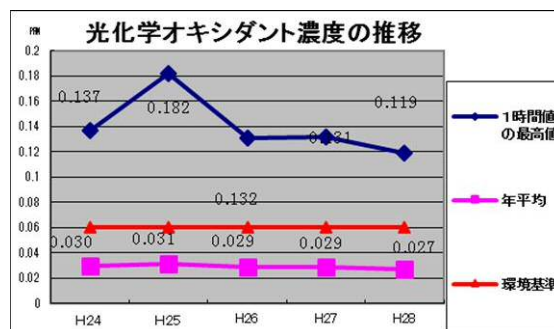
年度	年平均値 (mg/m ³)	1時間値の 最高値 (mg/m ³)	日平均の 2% 除外値 (mg/m ³)	環境基準
19	0.024	0.140	0.058	適合
20	0.025	0.117	0.053	適合
21	0.023	0.129	0.050	適合
22	0.018	0.168	0.045	適合
23	0.017	0.110	0.040	適合
24	0.015	0.194	0.034	適合
25	0.017	0.307	0.045	適合
26	0.017	0.372	0.042	適合
27	0.015	0.261	0.033	適合
28	0.012	0.070	0.029	適合



☆光化学オキシダント (O_x)

オゾン (O₃)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) などの酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物と炭化水素 (炭素と水素からなる揮発性ガスの総称) から、太陽光線に含まれる紫外線による光化学反応で生成する。光化学スモッグは、風が弱い等の特殊な気象条件下で光化学反応生成物が滞留し、白くもやがかかったような状態をいいます。

年度	昼間の 1 時間値		環境基準
	年平均値 (ppm)	1 時間値の最高値 (ppm)	
19	0.027	0.122	不適合
20	0.028	0.150	
21	0.029	0.139	
22	0.030	0.163	
23	0.024	0.130	
24	0.030	0.137	
25	0.031	0.182	
26	0.029	0.131	
27	0.029	0.132	
28	0.027	0.119	



○環境基準と調査測定結果との関係

環境基本法によると、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であるとされ、環境の目標として定められています。

調査測定結果が、環境基準値の範囲内のものを適合と言い、環境基準値を超過したものを不適合と言います。

二酸化硫黄は、表中の長期的 (年平均値) と短期的 (日平均の 2% 除外値) 基準があり、環境基準に適合するにはこの 2 つの基準を満たす必要があります、浮遊粒子状物質も同様です。

二酸化窒素、光化学オキシダントが環境基準に適合するためには、表中の 1 時間値の最高値が環境基準を満たす必要があります。

③窒素酸化物簡易測定（市内 21 か所の測定）

大気が不安定な夏場は汚染物質が拡散しやすく測定値が低くなり、大気が安定する冬場は汚染物質が滞りやすく測定値が高くなる傾向にあります。

＜窒素酸化物地点別年平均濃度（単位：ppm）＞

調査地点名		一酸化窒素		二酸化窒素	
		平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
1	上郷自治会館	0.005	0.005	0.016	0.017
2	あゆみ橋入口交差点	0.024	0.024	0.028	0.032
3	海老名運動公園	0.015	0.010	0.022	0.022
4	三島神社	0.009	0.006	0.018	0.021
5	中野自治会館	0.009	0.005	0.019	0.020
6	門沢橋保育園	0.007	0.008	0.017	0.018
7	海老名市役所	0.006	0.005	0.018	0.018
8	下今泉テニスコート	0.010	0.011	0.022	0.026
9	日月神社	0.028	0.028	0.025	0.027
10	東柏ヶ谷近隣公園	0.010	0.011	0.021	0.026
11	大谷小学校	0.006	0.007	0.018	0.021
12	美化センター	0.012	0.013	0.020	0.024
13	杉久保第二児童公園	0.042	0.038	0.028	0.033
14	本郷神社	0.014	0.016	0.020	0.021
15	星谷児童公園	0.006	0.008	0.019	0.019
16	柏ヶ谷小学校	0.005	0.007	0.016	0.017
17	国分尼寺児童公園	0.004	0.006	0.016	0.017
18	大島記念公園	0.006	0.007	0.017	0.018
19	社家小学校	0.013	0.012	0.020	0.021
20	中新田上ツ橋交差点	0.024	0.025	0.024	0.028
21	県流域下水道門沢橋ポンプ場	0.031	0.034	0.027	0.034

※測定値については、簡易測定の結果のため、一般大気測定局データおよび環境基準との比較はできません。

④光化学スモッグが発生しやすい気象条件

風 向	朝 : 北ないし東	午後 : 南東ないし南西
風 速	朝 : 毎秒 3m 未満 (旗が垂れ下がっている状態)	
視 程	朝 : 6km 以下 (ガスがかかっている感じ)	
温 度	最高気温 : 25℃以上	
湿 度	朝 : 60%程度以上	
日 射	午後 2 時以前に少なくとも 2～3 時間以上の日射	

光化学スモッグ緊急時措置発令基準等

予 報			注 意 報	警 報	重大緊急時警報
前 日 午後 5 時	当 日 午前 10 時	特別随時			
気象情報などからみてオキシダント濃度が注意報発令基準の程度になると予測したとき			オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき	オキシダント濃度の 1 時間値が 0.24ppm 以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき	オキシダント濃度の 1 時間値が 0.40ppm 以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

⑤光化学スモッグ注意報等の発令状況

平成 28 年度の光化学スモッグ注意報等発令状況は、県下で 16 回の緊急時措置（注意報）が発令され、海老名市の属する県央地域は 2 回発令されました。

⑥光化学スモッグ対策

光化学スモッグ注意報等の情報は、神奈川県環境科学センターのテレホンサービス（050-5893-9342 または 050-5893-9343）およびインターネット（携帯電話・パソコン）により、4 月から 10 月までの期間中毎日情報提供されております。

○光化学スモッグ緊急時等の措置

緊急時措置（注意報等）が発令されると、学校・一般家庭に対し屋外での運動・外出および自動車の使用の自粛など注意を促し、主要ばい煙発生者に対して窒素酸化物発生施設作業の自粛、燃料使用量の削減、炭化水素系物質の場合は排出防止など勧告しています。

○光化学スモッグが与える影響

- ・眼科系—目がチカチカする・目が痛い・涙が出る
- ・呼吸器系—のどが痛い・せきが出る・息苦しい・ぜん息患者の発作誘発等
- ・頭痛がする
- ・吐き気がする

○被害が発生したときは

- ・屋外での運動を全て中止し、水でうがいや洗顔を行い、子どもは室内にとどめます。内での風向きなどを考慮し、窓を閉めるなどの措置を取ります。
- ・手足のしびれ・呼吸困難・失神などの症状が生じたときは、医師の手当てを受けます。
- ・眼疾患、呼吸器系疾患、甲状腺機能亢進症、アレルギー体質等の人は、特に被害を受けやすいので、日常の健康管理や保健指導を強化し、異常が生じたときは医師の手当てを受けます。

□次の連絡事項を速やかに関係機関へ連絡する。

- ・被害発生の時間
- ・被害発生場所
- ・処置の状況
- ・被害を受けた人（氏名、学年、性別など）
- ・被害発生具体的な状況および症状（目・のどの刺激など）

⑦ダイオキシン類濃度調査

ダイオキシン類は、物質の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で、環境中には広く存在しますが、量はわずかです。ダイオキシン類は発がん性など有毒の性質を持つことが明らかになっており、加えて環境ホルモン作用等の未解明の有毒性も疑われています。

今までの測定結果では大気、土壌とも環境基準を満たしています。

大 気 調 査 地 点	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)			環境基準
	28 年 9 月	29 年 1 月	平 均	
柏ヶ谷コミュニティセンター	0.024	0.016	0.0200	0.6
大谷コミュニティセンター	0.017	0.017	0.0170	
上今泉コミュニティセンター	0.014	0.022	0.0180	
社家コミュニティセンター	0.031	0.016	0.0235	
下今泉コミュニティセンター	0.022	0.016	0.0190	
本郷コミュニティセンター	0.011	0.014	0.0125	

○ダイオキシン類対策特別措置法等による各種基準値等【環境基準】

【耐容 1 日摂取量】人の体重 1 kg 当たり 4 ピコグラム (pg-TEQ/kg/日)

大 気	1 m ³ 当たり 0.6 ピコグラム (pg-TEQ/m ³) 以下 (年平均値)
水 質 (水底の底質を除く。)	1 L 当たり 1 ピコグラム (pg-TEQ/L) 以下 (年平均値)
水底の底質	1 g 当たり 150 ピコグラム (pg-TEQ/g) 以下
土 壌	1 g 当たり 1,000 ピコグラム (pg-TEQ/g) 以下

※ TEQ とは、毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位のこと。ダイオキシンは、有機塩素化合物の塩素の数および位置が異なる異性体(組成式は同じであるが、構造が異なるため物理的、化学的性質の違った物質)の混合物として環境中に存在するため、毒性の強さは異性体によって異なる。そこで、各異性体の濃度にそれぞれの毒性の強さの毒性等価係数(最も毒性が強いとされる 2, 3, 7, 8-TCDD(テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシン)の毒性を 1 とし、その相対値として表した係数)を乗じた値の総和として表わすのが一般的となっている。

⑧大気汚染物質の人体に与える影響

大気汚染物質	人体（呼吸器）に与える影響の特徴
二酸化硫黄 (SO ₂)	水に対する可溶性が高いため、鼻腔・咽頭・喉頭・気管などの主に上気道壁による摂取率が高く、上気道への刺激が強くあらわれます。
二酸化窒素 (NO ₂)	水に対し、緩慢な可溶性を示すため、気道の深部に到達しやすく、細気管支や肺胞などの下気道への影響が見られます。
オゾン (O ₃)	二酸化窒素と同様、気道の深部に到達しやすく、下気道への影響が見られる。また、粘膜刺激作用以外に生化学的変化を起こし、放射線との類似作用を持つことが注目されており、染色体異常や赤血球の老化など報告されています。
一酸化炭素 (CO)	生体の循環血液中で酸素を運搬しているヘモグロビンとの親和性が強いいため、体組織への酸素運搬機能が阻害され酸素不足に最も敏感な中枢神経（ことに大脳）や心筋が影響を受けます。
粒子状物質 (PM)	濃度以外に粒子径および粒子の化学的性質で決まる。5 μm以上では上気道、3 μm以下では下気道への沈着率が高い。肺胞領域に沈着した粒子は肺胞内の食細胞に侵食されたり残留粒子として肺組織内に侵入し、じん肺などの病変を起こす。二酸化硫黄と共存すると相乗作用を示します。

(2)悪臭

悪臭は、工場や事業場、飲食店などのサービス業や個人住宅の燃焼行為などの日常生活に伴う都市・生活型で身の回りから発生しています。

悪臭はその発生源が多様であるとともに、数種類の臭いが混ざり合った複合臭であることが多く、特定の物質濃度に着目した規制方法では対応できない例が見られます。

☆住居系地域で禁止されている行為－神奈川県生活環境の保全等に関する条例

- ・ 獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器、腱若しくは羽毛を直接加工して行う皮革、油脂・にかわ・肥料又は飼料の製造。
- ・ フィッシュソリュブルを原料とする吸着飼料の製造。

市では、悪臭防止法第3条及び第4条第2項の規定に基づき、市の区域のうち農業振興地域を除いた区域を規制地域として指定し、それぞれの区域ごとに臭気指数※による規制基準を設定しています。

規制基準には、「敷地境界線上における規制基準」（1号基準）、「気体排出口の規制基準」（2号基準）、「排水における規制基準」（3号基準）といった3つの規制基準があり、事業所はこれらの基準を遵守しなければなりません。

※臭気指数とは臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水をおいを感じられなくなるまで無臭空気（無臭水）で薄めた時の希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数を10倍した数値です。

臭気指数は人の嗅覚を用いて悪臭を判定し、全ての臭気物質を対象としているため、従来の規制方法では対応が困難であった複合臭による悪臭問題の解決へ向けて期待されています。

(3)水質汚濁

永池川・鳩川・貫抜川・釜坂川および目久尻川の5河川が流れ、いずれも相模川の支流です。
水質汚濁の原因は、工場・事業場と一般家庭から排出される汚濁水に分けることができます。

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下	六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		

②生活環境の保全等に関する環境基準～河川～（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	本 市 該 当 水 質 河 川 ※	基 準 値				
			水素イオン (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	—	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	永池川 貫抜川 鳩川 釜坂川	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	目久尻川	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	—	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	—	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	—	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

- (注) i 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- ii 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- iii 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β —中腐水性水域の水産生物用
- iv 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- v 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

※海老名市で測定している5河川の水質に関する環境基準値は設定されていないため、相模川との合流地点における相模川の水質に関する環境基準値を参考値としております。

河川採水位置図

① 亀島橋
(目久尻川)

② 小園橋
(目久尻川)

④ 国分
(永池川)

③ 国分寺台
(釜坂川)

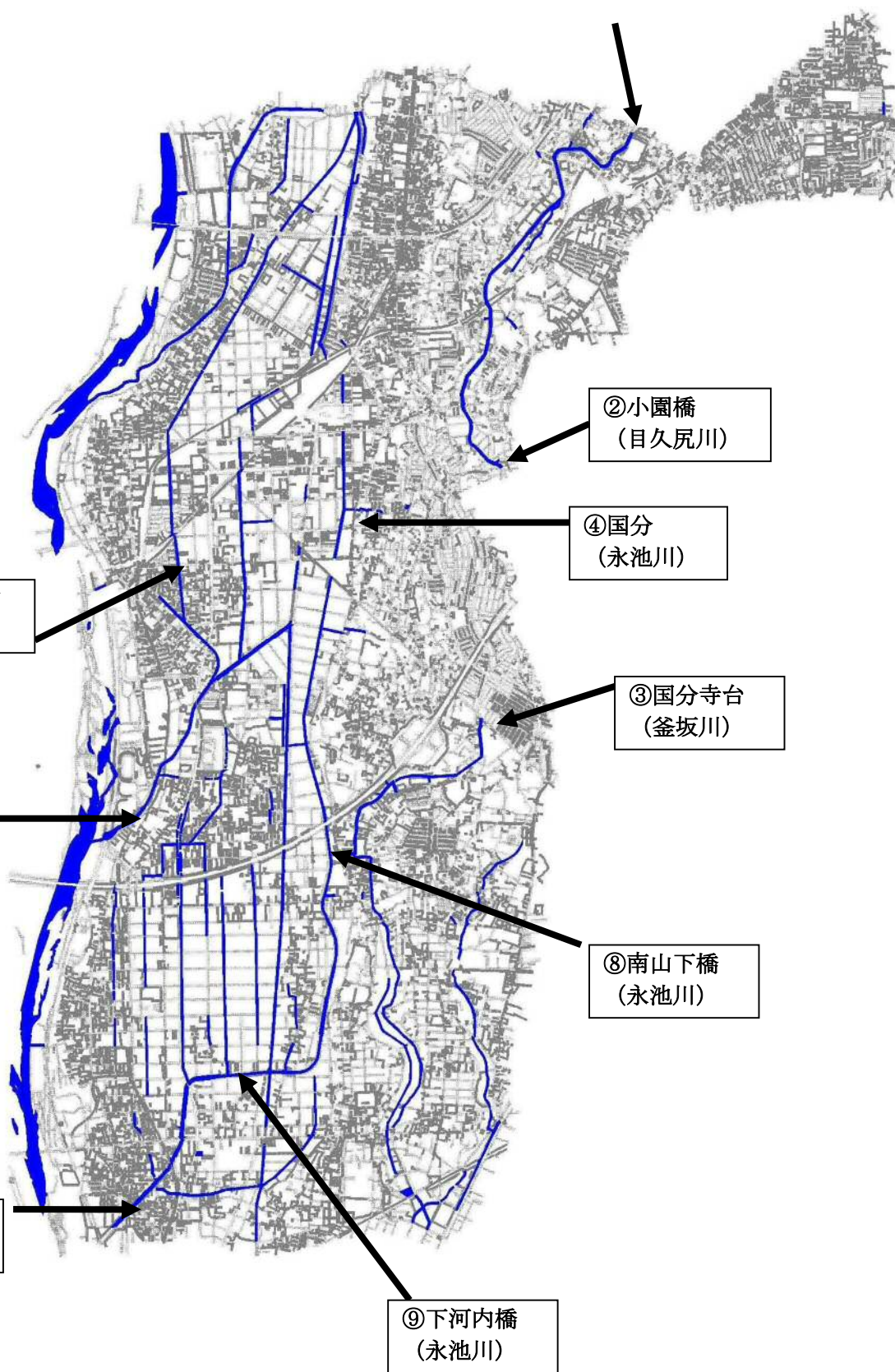
⑧ 南山下橋
(永池川)

⑨ 下河内橋
(永池川)

⑤ 中新田コミセン
(貫抜川)

⑥ 貫抜橋
(貫抜川)

⑦ 門沢橋
(永池川)



③河川水質調査

<生物化学的酸素要求量BODの年度別経年変化 (mg/L) >

番号	河川名	観測地点	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①	目久尻川	亀島橋	1.2	1.7	1.1	0.8	0.9	1.2
②		小園橋	1.3	0.9	1.6	0.7	1.0	1.1
③	釜坂川	国分寺台	1.5	2.8	1.3	1.8	1.8	1.3
④	永池川	国分	1.4	2.2	2.0	1.2	1.3	1.1
⑤		中新田コミセン	1.3	1.2	1.6	1.1	1.5	1.6
⑥	貫抜川	貫抜橋	1.6	2.6	1.8	1.9	1.2	1.4
⑦		門沢橋	1.5	2.3	2.2	1.6	2.1	1.5
⑧	永池川	南山下橋	-	-	-	-	1.2	1.3
⑨		下河内橋	1.7	1.4	1.2	1.5	1.5	1.5

<化学的酸素要求量CODの年度別経年変化 (mg/L) >

番号	河川名	観測地点	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①	目久尻川	亀島橋	1.2	1.7	1.1	0.8	1.0	1.9
②		小園橋	1.3	0.9	1.6	0.7	1.4	2.1
③	釜坂川	国分寺台	1.5	2.8	1.3	1.8	2.4	2.5
④	永池川	国分	1.4	2.2	2.0	1.2	2.5	3.1
⑤		中新田コミセン	1.3	1.2	1.6	1.1	4.1	4.9
⑥	貫抜川	貫抜橋	1.6	2.6	1.8	1.9	3.0	2.8
⑦		門沢橋	1.5	2.3	2.2	1.6	3.3	4.3
⑧	永池川	南山下橋	-	-	-	-	3.0	3.8
⑨		下河内橋	1.7	1.4	1.2	1.5	3.2	4.2

<陰イオン界面活性剤の年度別経年変化 (mg/L) >

番号	河川名	観測地点	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①	目久尻川	亀島橋	0.03	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
②		小園橋	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
③	釜坂川	国分寺台	0.06	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.06
④	永池川	国分	0.04	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
⑤		中新田 コミセン	0.04	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
⑥	貫抜川	貫抜橋	0.04	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
⑦		門沢橋	0.06	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
⑧	永池川	南山下橋	-	-	-	-	0.03 未満	0.03 未満
⑨		下河内橋	0.04	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満

※南山下橋は平成 27 年度から測定しました。

※計量限界値以下のため、0.03 未満となっています。

④工場・事業場の排水調査

調査結果については、総検体項目数 46 項目全てにおいて、排水基準を満たしていました。

調 査 項 目			調査検体数	基準超過数
生活環境 阻害 項目	一般 項目	水素イオン濃度（p H）	5	0
		生物化学的酸素要求量（BOD）	5	0
		化学的酸素要求量（COD）	5	0
		浮遊物質（SS）	5	0
	特殊 項目	n－ヘキサン抽出物質含有量	2	0
		銅含有量	2	0
		溶解性鉄含有量	2	0
		亜鉛含有量	2	0
		溶解性マンガン含有量	2	0
		クロム含有量	2	0
健 康 項 目		シアン含有量	2	0
		カドミウム含有量	2	0
		鉛含有量	2	0
		六価クロム含有量	2	0
その他 項 目		ニッケル含有量	2	0
		トリクロロエチレン含有量	1	0
		テトラクロロエチレン含有量	1	0
		1． 1． 1トリクロロエタン含有量	0	0
		ジクロロメタン	0	0
		大腸菌群数	2	0
		全窒素、四塩化炭素	0	0
		アンモニア、アンモニア化合物	0	0
		亜硝酸化合物及び硝酸化合物	0	0
合 計			46	0

(4)土壌汚染

ダイオキシン類濃度調査

調 査 地 点	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)	環 境 基 準 (pg-TEQ/g)
海老名市立大谷中学校	2.2	1,000 以下
新田第一児童遊園	60.0	

※TEQについては、「(1)大気汚染-⑦ダイオキシン類濃度調査」を参照

(5)騒音・振動

騒音は、事業活動、日常生活等により出される、やかましい音、好ましくない音の総称をいい、騒音かどうかは聞く人の主観により判断され、影響は健康状態、心理状態によって左右されます。また、振動は、事業活動等に伴って発生するが、周囲の地盤に伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるものです。

○事業所において発生する騒音の規制基準（県条例）

地 域	時 間 の 区 分			
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後6時	午後6時～ 午後11時	午後11時～ 午前6時
第一種低層住居専用地域	45 dB 以下	50 dB 以下	45 dB 以下	40 dB 以下
第二種低層住居専用地域				
第一種中高層住居専用地域				
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域	50 dB 以下	55 dB 以下	50 dB 以下	45 dB 以下
第二種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域	60 dB 以下	65 dB 以下	60 dB 以下	50 dB 以下
商業地域				
準工業地域				
工業地域	65 dB 以下	70 dB 以下	65 dB 以下	55 dB 以下
工業専用地域	75 dB 以下	75 dB 以下	75 dB 以下	65 dB 以下
その他の地域	50 dB 以下	55 dB 以下	50 dB 以下	45 dB 以下

○騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 dB以下	40 dB以下
A及びB	55 dB以下	45 dB以下
C	60 dB以下	50 dB以下

※各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定しています。

AA：療養施設・社会福祉施設等特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域

*道路に面する地域については次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

*車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいい、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

基準値	
昼間	夜間
70 dB以下	65 dB以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては、45 dB以下、夜間にあっては40 dB以下）によることができる。	

○新幹線鉄道騒音に関する環境基準

区分	地域類型Ⅰ	地域類型Ⅱ
該当地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居専用地域、準住居地域、市街化調整区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
基準値	70 dB以下	75 dB以下

○航空機騒音に関する環境基準

区分	地域類型Ⅰ	地域類型Ⅱ
該当地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居専用地域、準住居地域、市街化調整区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
基準値	70 以下 (単位：WECPNL(※))	75 以下 (単位：WECPNL(※))

※加重等価平均感覚騒音レベルと訳され、航空機騒音の評価指標のひとつで。音圧レベルとしてのデシベルがそれだけでは単なる量の尺度であり、瞬間的な音の大きさを表す場合にも使われる単位なのに対して、WECPNL は算出過程で発生回数を加算するなどの形で時間的な積み重ねを反映している。
うるささ指数とも呼ばれる。

騒音の大きさと影響のめやす

120 dB	飛行機のエンジンの近く	長時間さらされていると難聴になる
110 dB	自動車の警笛（前方2 m）	
100 dB	ガード下	ほとんどの人がいらいらする
90 dB	騒々しい工場の中	
80 dB	地下鉄の車内	
70 dB	電話のベル（1 m）	会話の妨げとなる
60 dB	昼間の住宅地	
50 dB	静かな事務所	
40 dB	市内の深夜・図書館	安眠が妨げられる
30 dB	郊外の深夜	

○自動車騒音監視業務

騒音規制法第18条によると市長は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならないとされています。このことは、平成23年度まで神奈川県知事が行なっていましたが、平成24年度から、市で行うことになりました。海老名市では、市内の東名高速道路、国道、県道の騒音を、5年に分けて測定し、環境基準を超えていないか調査します。平成28年度は、県道相模原茅ヶ崎、一般国道468号（圏央道）、県道藤沢厚木を調査しました。その結果、県道相模原茅ヶ崎の道路端および背後地において夜間の環境基準、一般国道468号（圏央道）の背後地において昼間および夜間の環境基準、県道藤沢厚木の道路端および背後地において夜間の環境基準を上回っていました。

交通量は、昼夜とも、一般国道468号（圏央道）が最も多く、県道藤沢厚木の昼間、県道相模原茅ヶ崎の夜間が最も少ないことが分かりました。平成29年度は、東名高速道ほか3路線を行なう予定です。

表 4-3-1 騒音等現況調査結果総括表

No.	路線名	車線数	調査地点	時間区分	等価騒音 レベル L _{Aeq} (dB)	環境基準		要請限度		10分間 交通量 (台)	走行 速度 (km/h)	用途地域
						基準値 (dB)	適 否	限 度 (dB)	適 否			
⑮	県道相模原茅ヶ崎線	4	道路端	昼間	70	70	○	75	○	186	53	第一種住居地域
				夜間	65	65	○	70	○	48	52	
			背後地	昼間	55	65	○	—	—	—	—	第一種住居地域
				夜間	49	60	○	—	—	—	—	
⑯	県道相模原茅ヶ崎線	4	道路端	昼間	70	70	○	75	○	168	43	第一種住居地域
				夜間	66	65	×	70	○	28	50	
			背後地	昼間	54	55	○	—	—	—	—	第一種住居地域
				夜間	52	45	×	—	—	—	—	
⑰	一般国道468号（圏央道）	4	道路端	昼間	65	70	○	75	○	639	74	第一種住居地域
				夜間	63	65	○	70	○	328	89	
			背後地	昼間	58	55	×	—	—	—	—	第一種住居地域
				夜間	54	45	×	—	—	—	—	
⑱	県道藤沢厚木線	2	道路端	昼間	56	70	○	75	○	190	32	第一種住居地域
				夜間	53	65	○	70	○	48	43	
			背後地	昼間	52	55	○	—	—	—	—	第一種住居地域
				夜間	46	45	×	—	—	—	—	
㉓	県道藤沢厚木線	2	道路端	昼間	70	70	○	75	○	156	41	第一種住居地域
				夜間	68	65	×	70	○	31	51	
			背後地	昼間	53	65	○	—	—	—	—	第一種住居地域
				夜間	48	60	○	—	—	—	—	

※昼間：6時～22時、夜間：22時～6時

適否：○基準等満足、×基準等超過

本調査は、3日分のデータを取得していないため、要請限度の評価については参考とする。

背後地は各地点とも道路に面する地域

○事業所において発生する振動の規制基準（県条例）

地 域	時 間 の 区 分	
	午前8時～ 午後7時	午後7時～ 午前8時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60 dB 以 下	55 dB 以 下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65 dB 以 下	55 dB 以 下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB 以 下	60 dB 以 下
工業地域	70 dB 以 下	60 dB 以 下
工業専用地域	70 dB 以 下	65 dB 以 下
その他の地域	65 dB 以 下	55 dB 以 下

○振動規制法に基づく道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第1種区域	65 dB	60 dB
第2種区域	70 dB	65 dB

1 区域の区分

第1種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

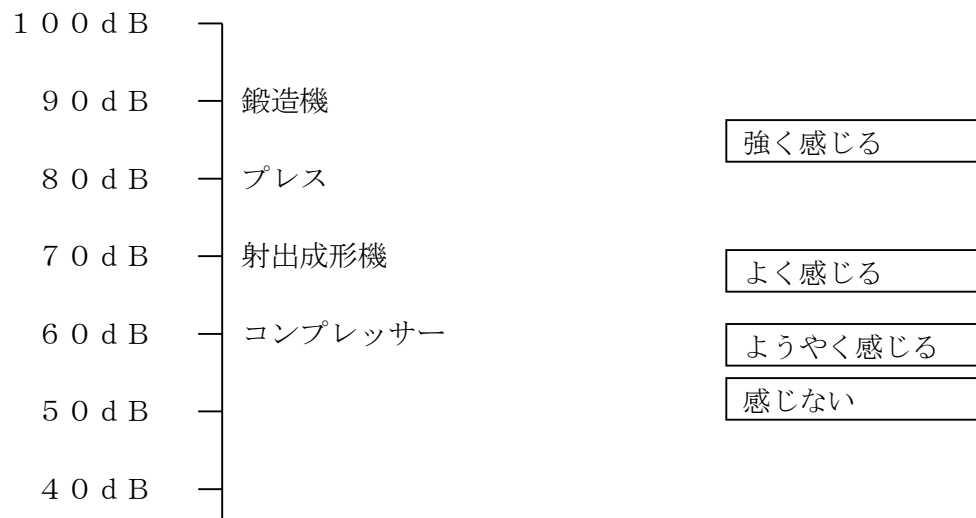
第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 時間の区分

昼間：午前8時から午後7時まで

夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

振動の大きさと影響のめやす



(6)地盤沈下

①水準測量調査

平成 27 年度以前の測定結果は表のとおりです。(平成 28 年度は測定していません)

【水準測量実施状況】

種別 年度	測量水準点数	測 量 延 長 (km)	調査対象面積 (ha)	調査実施面積 (ha)
昭 49～昭 52	98	62.00	2,520	2,520
昭 53～昭 55	100	62.00	2,520	2,520
昭 56～平 4	103	66.00	2,520	2,520
平 5	104	66.73	2,520	2,520
平 6	104	66.73	2,648	2,648
平 7～平 10	104	67.00	2,648	2,648
平 11	92	58.00	2,648	2,648
平 12～平 16	104	67.00	2,648	2,648
平 17	91	57.00	2,648	2,648
平 18	91	57.00	2,648	2,648
平 19	91	57.00	2,648	2,648
平 20	94	57.00	2,648	2,648
平 21	91	57.00	2,648	2,648
平 22	94	57.00	2,648	2,648
平 23	91	57.00	2,648	2,648
平 24	89	57.00	2,648	2,648
平 27	91	57.00	2,659	2,659

【主要水準点経年変化】

(単位：mm)

水準点 年度	第 3 号 河原口	第 20 号 大 谷	第 23 号 中新田	第 41 号 社 家	第 54 号 下今泉	第 63 号 国 分	第 71 号 本 郷
昭和 59	－1.1	－7.9	－1.9	－5.3	0.4	－0.5	－22.5
昭和 60	－4.0	1.8	0.2	－17.7	－1.0	－0.5	－8.1
昭和 61	－2.6	－3.6	－1.1	0.6	－3.8	－1.0	－5.1
昭和 62	－1.4	－4.4	－1.4	－2.0	－0.8	0.4	－14.3
昭和 63	－1.7	－4.8	3.3	－10.0	－2.1	0.7	－2.8
平成元	－4.3	1.7	3.8	3.8	－4.9	－1.7	－6.5
平成 2	0.5	－1.0	0.6	－2.2	1.9	0.0	－3.7
平成 3	－5.6	2.8	－3.0	－4.2	－2.3	1.4	－9.9
平成 4	－2.5	－7.1	－0.7	－8.5	－1.8	－2.0	－8.0
平成 5	－2.7	－2.6	3.3	6.1	－0.4	1.9	－5.5
平成 6	－3.5	－4.6	－3.4	－10.1	－2.5	－0.6	－11.6
平成 7	－5.1	－4.2	0.3	－7.5	－1.5	0.5	－4.6
平成 8	－2.4	－1.3	－1.2	0.4	－0.4	－0.6	－7.5
平成 9	－2.1	－4.4	－1.3	－1.9	－1.4	－0.3	－8.5
平成 10	－0.9	3.1	－1.1	－2.9	－0.1	1.1	－6.5
平成 11	－3.8	－3.7	0.1	－1.1	－1.6	－0.5	－8.2
平成 12	－2.0	－0.9	0.1	2.1	1.1	0.1	－6.4
平成 13	－2.2	0.7	－0.7	－3.2	－3.1	0.3	－2.9
平成 14	－2.9	－2.7	－1.8	－0.2	－0.8	－0.2	－5.5
平成 15	1.2	0.3	1.0	1.0	3.1	0.2	－2.3
平成 16	－4.8	－1.2	－2.0	－1.6	※3	0.0	－6.8
平成 17	－4.2	－1.7	1.6	－2.8	※3	－2.0	3.2
平成 18	－1.5	－2.2	－1.8	1.4	※3	※4	－2.9
平成 19	－3.1	－2.4	※1	測定なし	※3	－0.5	－5.1
平成 20	0.2	2.2	※1	※2	－2.6	0.4	1.8
平成 21	－1.2	－0.3	※1	未観測	2.9	－0.1	－0.3
平成 22	－1.8	1.1	※1	未観測	－2.4	－0.4	－0.2
平成 23	－37.5	－40.6	－33.7	未観測	－34.9	－34.5	－42.8
平成 24	未観測	1.2	測定なし	未観測	1.6	0.0	－1.1
平成 27	※5	－5.1	測定なし	－4.5	－3.2	－1.4	未観測

※1 仮点のため比較不可。

※2 前年度測定なしのため比較不可。

※3 平成 16～19 年度に、仮点から本点改埋。平成 20 年度から比較再開。

※4 平成 18 年度本点改埋。

※5 平成 27 年度本点改埋。

(7) 放射線

①空間放射線量率測定

毎月1回、市内9か所の定点※における空間放射線量率を測定しています。
国が示す暫定基準値 0.23 マイクロシーベルト毎時を上回る地点はありませんでした。

【平成28年度平均測定結果】

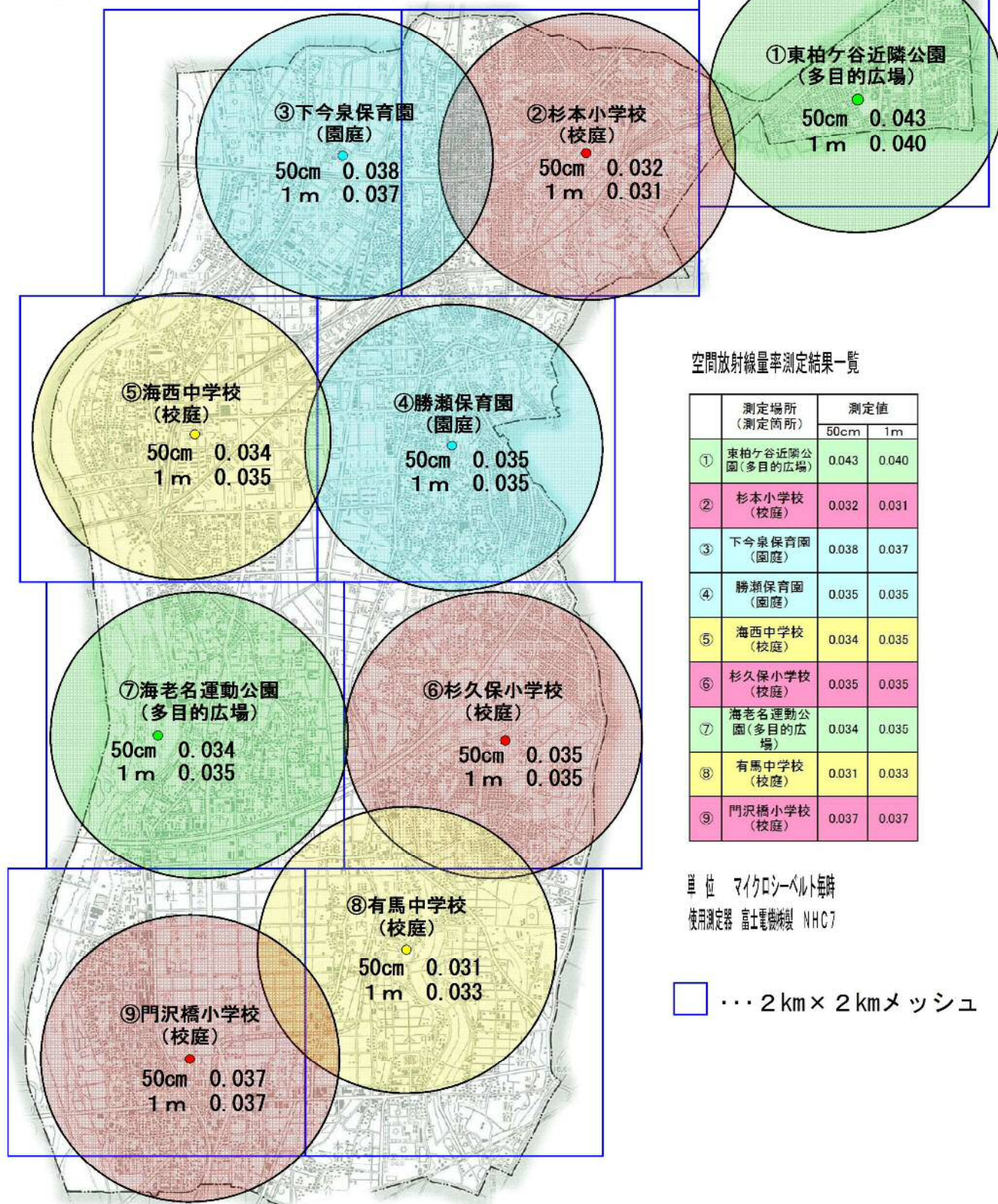
(単位：マイクロシーベルト/時)

測定場所 (測定箇所)	測定値 (年度平均)		基準値
	地上 50 c m	地上 1 m	
1 東柏ヶ谷近隣公園 (多目的広場)	0.043	0.040	適合
2 杉本小学校 (校庭)	0.032	0.031	適合
3 下今泉保育園 (園庭)	0.038	0.037	適合
4 勝瀬保育園 (園庭)	0.035	0.035	適合
5 海西中学校 (校庭)	0.034	0.035	適合
6 杉久保小学校 (校庭)	0.035	0.035	適合
7 海老名運動公園 (多目的広場)	0.034	0.035	適合
8 有馬中学校 (校庭)	0.031	0.033	適合
9 門沢橋小学校 (校庭)	0.037	0.037	適合

※市内を1メッシュ2km×2kmの9メッシュに区切り、1メッシュ内のおおむね中央に所在する公共施設を定点としています。

平成28年度平均の空間放射線量率（定点測定）

単位 マイクロシーベルト毎時



空間放射線量率測定結果一覧

	測定場所 (測定箇所)	測定値	
		50cm	1m
①	東柏ヶ谷近隣公園 (多目的広場)	0.043	0.040
②	杉本小学校 (校庭)	0.032	0.031
③	下今泉保育園 (園庭)	0.038	0.037
④	勝瀬保育園 (園庭)	0.035	0.035
⑤	海西中学校 (校庭)	0.034	0.035
⑥	杉久保小学校 (校庭)	0.035	0.035
⑦	海老名運動公園 (多目的広場)	0.034	0.035
⑧	有馬中学校 (校庭)	0.031	0.033
⑨	門沢橋小学校 (校庭)	0.037	0.037

単位 マイクロシーベルト毎時

使用測定器 富士電機製 NHC7

□ … 2 km × 2 kmメッシュ



えびな環境白書2017

発行・編集 海老名市 経済環境部 環境みどり課

住所 〒243-0492 海老名市勝瀬 175-1

電話 046-235-4912 (直通)

